

# レヴィ記

この書がレヴィ記と呼ばれるのは、司祭やレヴィ人の聖務、祭祀、典禮、儀式等がこの中に記してあるからである。ヘブレオ人等は之をその冒頭の詞からヴァイクラと稱んでいる。

## 第一章

### 燔 祭。

一さて主モイゼを呼び、<sup>よ</sup>證詞の幕屋より<sup>1)</sup>之に告げて曰<sup>のたま</sup>いけるは、「イスラエルの子孫に告げて之に云え、汝等の中には家畜の供物<sup>そなえもの</sup>、<sup>2)</sup>即ち牛あるいは羊<sup>3)</sup>の犧牲<sup>けいじゆう</sup>を主に献げんとする人あらば、<sup>4)</sup>三もし其の獻げが牛の燔祭<sup>はんざい</sup>なりとせば、牡の玷なきものを、<sup>5)</sup>證詞の幕屋の入口に供え以て主の御意に適うようすべし。<sup>5)</sup>四彼

第一章 ①) 最早十誡や以前の神政諸法發布の時の如くシナイ山頂からではなく、最近建設奉獻された幕屋から。——②) 舊約の供物には、本來ただレヴィ人の外部的潔めのよすがとなる力しかなかつた。今では新約の完全な供物がその代りになつてゐる。——③) ヘブレオ語聖書では山羊も含まれてゐる。——④) 焼祭は律法による祭祀施行後、天主崇敬の目的に適つている唯一のものなので、最高の犧牲と考えられていた。

五

その犠牲の頭に手を按くべし。<sup>6)</sup>さらばそは、嘉納せ  
られて、贖罪の一助とならん。<sup>五</sup>次いで、その犠を主  
の尊前にて屠殺るべし。しかしてアーロンの子等なる  
司祭等はその血を捧ぐるに、<sup>九</sup>幕屋の入口の前にある  
祭壇の周圍に之を灌ぐべし。<sup>八</sup>彼等犠牲の皮を剥ぎて  
その五體を切りきざむべし。<sup>七</sup>次いで火を祭壇の上に  
おき、豫め薪を並べ積み重ねおくべし。<sup>八</sup>しかして切  
り分ちたる五體即ち、頭、及び肝臓に附きたるすべて  
のものを、その上に並ぶべし。<sup>九</sup>その臓腑と足とは、  
之を水にて豫め洗いおくなり。司祭はこれらを祭壇の  
上に焼きて、燔祭となし、主に對する馨しき香たらし  
むべし。<sup>一〇</sup>また、その献がもし、小さき家畜、即ち羊  
もしくは山羊の燔祭なりとせば、彼は玷なき牡を供う

<sup>6)</sup> 按手は奉獻者の所有物の一部なる  
そのけものを彼自身及びその生命の  
代りとしてささげることを意味して  
いた。奉獻者はこれによつて、いわ  
ば自分が天主崇敬のため、及び自分  
の罪の償いのため屠るべき牲の獸に  
自分の罪の責や死に當る惡を負わせ  
たわけである。——屠殺は「主の御  
前」、即ち規定されている唯一の祭  
祀場で行われた。それは俗人であつ  
ても奉獻者が自分ですることになつ  
ていたが、事實はそれに巧みな司祭  
が行つたものである。<sup>一八</sup>司祭が受  
取つた獸の血を灌ぐのは、奉獻者自  
身を代表する獸の生命を天主に獻げ  
ることを象徴していた。<sup>一九</sup>この云  
い方は典禮的焚香や聖油、犠牲を燒  
くことをさす。

ニベし。二しかして之を主の尊前にて、祭壇の北側<sup>(1)</sup>において屠殺<sup>(2)</sup>るべし。アーロンの子等はその血を祭壇の周圍に灌ぐべし。三ついで、彼等、その五體、頭及び肝臓に附けるすべてのものを分ちて、薪の上におき、之に火を點ずべし。三されど、臓腑と足とは之を水にて洗うべし。司祭は之をすべて捧げて祭壇の上に焼き、燔祭<sup>(3)</sup>となし、主に對する馨しき香たらしむべし。<sup>(4)</sup>四されどもし主に對する燔祭の獻物が鳥禽にして山鳩または若き家鳩なりとせば、五司祭は之を祭壇に供え、その首を捨りてその所を切りやぶり、その血を祭壇の傍、その東側なる、常に灰を棄つる所に棄つべし。六またその翼は切り放さずして割き取り、犧牲は刃物にて切り分くることなく、之を祭壇の上にて、薪に火を點じて焼くべし。これ即ち燔祭<sup>(5)</sup>にして、主に對する馨しき香の獻物なり。<sup>(6)</sup>」

(1)これはそのためには最も好都合な場所であつたからに違ひない。實際十六節にある如く東には祭壇の灰を捨てたし、西には青銅の洗盤があつたし、南には祭壇に至る階段が傾斜面があつた。それで空いているのはただ北側だけであつたのである。

(2)本章註九参照。

(3)天主に一切を獻げるという思想は、これに最も完全にあらわれている。(4)本章註九參照。

## 第二章

素祭及び初穂。

「人素祭の献物を主に供えんとする時は、良き麥粉をその供物となし、その上に油を注ぎ、乳香をのせ、<sup>1)</sup>ニアロンの子等なる司祭の許に之を携え行くべし。しかして彼等の一人は、その麥粉、油の一擲みと、すべての乳香とを執り、之を記憶として、<sup>2)</sup>祭壇の上に焼き、主に對するいとも馨しき香たらしむべし。<sup>3)</sup>献げたる物の殘餘はアーロン及びその子等のものたるべし、これ、主に獻ぐる聖の聖なる物<sup>3)</sup>なり。<sup>4)</sup>されど、汝もし籠に焼きたる聖の聖なる物<sup>3)</sup>として供えんとせば、よき麥粉にて造り、油をつけたる酵なきパンと、油を塗りたる酵なき煎餅たるべし。<sup>5)</sup>汝の献物にして、酵を入れず、油をつけ

**第二章** <sup>1)</sup>無血祭は植物界の貴重な產物から成つていた。素祭（食物の供物）の際には小麥を生のままなく、ある食物の形にして、それに塩と油、ある種の素祭には香をも添えて献げた。<sup>2)</sup>奉獻者を天主に記憶していただくため。<sup>3)</sup>初穂はただ完全な状態にあるもののみを祭壇及び司祭等のために取つておいた。司祭等は自分の分を少しも外へ持ち出さず、幕屋の庭で食べ盡くさなければならなかつた。<sup>4)</sup>集七・三四。

麥粉むぎこを以もつて造つくり、鍋なべにて燒やきたるものならば、<sup>六</sup>汝なんじ、之これを細こまかく割さきて、その上うえに油あぶらを灌そぐべし。<sup>七</sup>またもし獻物さげもの、鐵網かなあみにて焙あぶるものならば、<sup>同</sup>おなじく麥粉むぎこに油あぶらを灌そぐべし。八しかして之これを獻さぐる時ときは、<sup>之</sup>これを司祭しさいの手てに付けすべし。<sup>九</sup>司祭しさいは之これを獻さげたる後のち、その獻物さげものより記憶おぼえの分ぶんを取り、之これを祭壇さいだんの上うえにて燒やき、主しゆに對たいする馨かほりしき香かおりたらしむべし。<sup>一〇</sup>すべて殘のこれる物ものは、アーロン及びその子等こらのもとのたるべし。そは、主しゆの獻物さげものの聖せいなるものなり。<sup>一一</sup>主しゆに奉たまつる供物そなめのものは、いすれも酵たねを入れずして作つくるべし。また主しゆへの獻物さげものに、酵たねまたは蜜みつを入れて焼やくべからず。<sup>一二</sup>たゞその初物はつもののみは、汝なんじ之これを獻物さげものとして供そなうべし、されど之これを馨かほりしき香かおりとして、祭壇さいだんの上うえに載のすべからず。<sup>一二</sup>汝なんじ、いかなる獻物さげものを奉たまつるとも、鹽しおをもて之これに味あじをつくべし。また汝なんじの獻物さげものより、汝なんじの天主けいしゆの契約しやくやくの鹽しおを缺かくべからず。汝なんじの獻さげにはすべて、鹽しおを供そなうべし。<sup>一四</sup>されど、汝なんじもし穀物こくもつの初はつ

<sup>五</sup>本章註一参照。

<sup>六</sup>酵を入れたパン

と蜜とは、祭壇の

上で燒くことを禁

じられていた。酸

酵して腐りやすか

つたからである。

それでも初物とし

て獻げることは許

されていた（七・

一三。二三・一七。

代下三一・五）。

の塩は腐敗を防ぐので、パン酵の反

對に、忠實、不變

の象徵である。故

に契約の塩と云わ  
れる。一〇可九・

一六 一五

生、未だ青き穂<sup>の</sup>の獻物を主に供えんとせば、之を火にて炒り、粉の如く碎き、かくして汝の初穂を主に供うべし。一五即ち、之に油を注ぎ、乳香を載するなり。蓋し、そは主の供物なればなり。一六次いで司祭はその獻物を記憶として、<sup>10)</sup> その碎きたる穀物と油との一部、ならびにすべての乳香を焚くべし。」

### 第三章

和 祭。

「獻ぐるものが和祭の犠牲<sup>1)</sup>にして、牛、または牛の牛を獻げんと欲せば、その玷なきものを主の尊前に供うべし。しかしてその犠牲の頭上に手を按き、證詞の幕屋の入口にて之を屠るべし。しかる後アーロンの子等なる司祭等は、その血を祭壇の周圍にそそぐべし。さて彼等が和祭の犠牲のうちより、主への獻物として獻ぐべきは、臓腑を包む脂肪と内部なるすべての脂肪、<sup>2)</sup> 二つの腎臓と横腹を包める脂肪、及び肝臓の

四八。——炒つた穀粒は食物として好まれていった。<sup>10)</sup> 本章註二参照。

### 第三章

1) 和、

平和、平安などは、聖書の用語としては、幸福、安寧、あるいは繁榮、つまりあらゆる祝福を意

五、網膜の腎臓につけるもの、之なり。五しかして彼等、薪に火を點け、之を燔祭として、祭壇の上に焚き、主に對する馨しき香たらしむべし。六されど和祭の獻物なる犧牲が、羊なりとせば、その獻ぐる所、牡にてもあれ牝にてもあれ、玷なきものたるべし。七又もし、主の尊前に羔を獻ぐとせば、八その犧牲の頭に手を按き、之を證詞の幕屋の入口にて屠るべし。しかしてアーロンの子等は、その血を祭壇の周圍にそそぐべし。九さて彼等が、和祭の犧牲のうちより、主への獻物として献ぐべきは、脂肪と尾の全部<sup>3)</sup>と、一〇及び腎臓、腹部とすべての臓腑とを包める脂肪と、二つの腎臓と、横腹につける脂肪と腎臓につける肝臓の網膜、之なり。一一司祭は之を祭壇の上にて焚き、火の糧、主への獻物となすべし。一二もし獻物が山羊にして、之を主に獻げんとせば、三その頭に手を按き、之を證詞の幕屋の入口にて屠るべし。しかしてアーロンの子等は、その血を祭壇の周圍にそそぐべし。一四さて彼等はそのうちより主の火の糧として、腹部を覆い、すべての臓腑を包む脂肪を取り、一五一一つの

味する。  
 故に祝福を蒙つた時か、新たに恩恵を蒙ろうとする時に獻げる犧祭を和祭と稱した。

2) 出二九  
・ 一三。

3) パレスチナ及び  
アマヌク  
東方諸國によく見

一六 脊臓を、その上にありて横腹に付ける網膜と共に、また肝臓の脂肪を脊臓と共に、取るべし。一七 司祭は之を祭壇の上にて焚き、火の糧となし、主に對する馨しき香たらしむべし。脂肪はすべて主のものたるべし。一七 汝等、そのすべての住所において、代々永久に守るべき定として、決して血をも脂肪をも食うべからず。」

## 第 四 章

知らずして犯したる罪のための犧祭。

一 主 またモイゼに告げて曰いけるは、「イスラエルの子孫に云うべし、人もし知らずして<sup>1)</sup>罪を犯し、主の爲すべからずと命じ給える誠にある事を爲し、二また、もし油<sup>あぶら</sup>を注がれし司祭<sup>2)</sup>罪を犯して民を罪に陥れなば、己が罪の爲に、玷なき犧を主に獻ぐべし。四 卽ちそれを證詞の幕屋の入口、主の御前に引き來りて、その頭に手を按き、之を主に屠り獻ぐべし。五 彼また、その血の一

かける羊の尾は、甚だ脂肪に富む。一四 脂肪のある所は最良の部分として天主のものとし從つてこれを焼いた。

第四章 1)當然知つていなければならぬ事を知らずにいるのは罪になる。かような罪になる無知に對しては、本章と次の章とに規定してあるこの犧祭が命ぜられた。2)大司祭が

部を取り、之を携えて證詞の幕屋に入り、六指をその血に浸し、主の尊前、聖の所幕に向かい、七度之を灌ぐべし。次いで彼はその血の幾分を、證詞の幕屋にある主の最も嘉し給う香壇の角に塗るべし。されどその血の残餘はみな、幕屋の入口にある燔祭壇の下に注ぐべし。さて彼は、その贖より罪祭のために脂肪の臓腑を包むものとすべて内部にあるものを分ち取り、九二つの腎臓及びその上にありて横腹に附ける網膜、また肝臓の脂肪を腎臓と共に分ち取るべし。一〇そは、和祭の犠牲の牛より取る時の如くにすべし、しかして之を燔祭壇の上にて焚くべし。一一されどその皮と、すべての肉、並に首と脚と、臓腑と糞と、二三軀の殘部とは、之を陣の外の、常に灰を棄つる淨き處に携え行き、薪を積める上にのせて焚くべし。即ち之は灰を棄つる場所にて焚くべきなり。一二イスラエルの全會衆、誤りて、また知らずして、主の誠命に背くことを爲し、三四後に至りてその罪なりしことを知らば、彼等その罪の爲に、犧を獻ぐべし、即ち之を幕屋の入口に引き來り、一五民の長老等、

その職位において  
3) 血を用  
いるのは  
重大な事  
なので、  
罪祭の時  
にはただ  
脂肪だけ  
を焼く。  
しかしそ  
れでも少  
量は祭壇  
の上に灌  
がなけれ  
ばならぬ  
い。

主の尊前にてその頭に手を按くべし。然る後その犢は、主の御眼前にて之を屠るべし。<sup>一六</sup>油を注がれたる司祭、その血の一部を携えて證詞の幕屋に入り、<sup>一七</sup>之に指を浸し、幕に向かいて七度之を灌ぐべし。<sup>一八</sup>またその血の一部を、證詞の幕屋の中、主の尊前にある香壇の角に塗るべし。されど殘れる血は、證詞の幕屋の入口にある燔祭壇の下に流すべし。<sup>一九</sup>その脂肪もまた、悉く之を取りて、祭壇の上にて焚くべし。<sup>二〇</sup>即ち、この犢に就きても、前に行いし如くにして、かくして司祭、彼等の爲に祈らば、<sup>二一</sup>主、彼等に慈悲をかけ給わん。すなり。さてその犢は、之を陣の外に携え行き、前述の犢の如く焚くべし。これ、會衆の罪のためなればなり。<sup>二二</sup>もし首長たる者罪を犯し、知らずして主の誠命に禁じられたる事の一を爲し、<sup>二三</sup>後に至りてその罪なりしことを知らば、彼、玷なき牡山羊を犠牲として主に献ぐべし。<sup>二四</sup>即ちその頭に手を按き、毎も燔祭の牲を主の御前に殺す場所にて、之を屠るべし。そは罪のためなればなり。<sup>二五</sup>次いで司祭は、その罪祭の犠牲の血に指を浸し、燔祭壇の角に之を塗り、殘餘は

(4) 司祭は罪祭を獻げれと共に祈る

二六・その下に流すべし。<sup>三六</sup>されど脂肪は、和祭の犠牲に對して常に爲す如く、之を  
その祭壇の上にて焚くべし。かくして司祭、彼と彼の罪との爲に祈るべし。さ

らば彼は赦されん。<sup>三七</sup>またもし國の民の中に、知らずして罪を犯し、主の誠

命に禁ぜられたる事の一を爲して、罪を獲たる者あり、<sup>三八</sup>その罪なりしことを

知るに至らば、玷なき牝山羊を獻ぐべし。<sup>三九</sup>即ちその罪祭の犠牲の頭に手を按

き、燔祭の犠牲の場所にて之を屠るべし。<sup>三〇</sup>次いで司祭は、その血の一部を指

にて取り、燔祭壇の角に之を塗り、殘餘はその下に流すべし。<sup>三一</sup>されど脂肪は

和祭の犠牲より常に取り去る如く、そのすべてを取り去り、之を祭壇の上にて

焚き、主に對する馨しき香たらしむべし。かくして彼の爲に祈るべし、<sup>三二</sup>さら

ば彼は赦されん。<sup>三三</sup>彼もし罪祭の犠牲として、羊、即ち玷なき牝羊を獻げんと

せば、<sup>三四</sup>その頭に手を按き、毎も燔祭の犠牲を殺す場所にて之を屠るべし。

<sup>三四</sup>次いで司祭は、その血の一部を指にて取り、燔祭壇の角に之を塗り、殘餘は

その下に流すべし。<sup>三五</sup>またその脂肪はすべて、毎も和祭の犠牲として屠る牡羊

四 註四  
の註四  
を参照

の脂肪を取り去る如くに取り去り、之を主の燔祭のものに加え  
て、<sup>7)</sup> 祭壇の上にて焚くべし。かくして彼と彼の罪との爲に祈るべ  
し、<sup>8)</sup>さらば彼は赦せん。』

第五章

## 罪祭の他の犠牲

「人もし誓う者の聲を聽き、その見たる事、または知れる事の證  
人たるべき場合に、罪を犯して、之を陳述べざれば、その科を負  
うべし。」  
「人もし、野獸に殺されたるもの、または自すと死せる  
もの、その他いかなる爬蟲物にても不淨なるものに觸れ、おのが  
不淨を忘れなば、科あり、罪を犯したるなり。」  
「またもし識らずして、人を穢すと定められたるいかなる穢れにもあれ、人の穢れ  
に觸れ、後に至りて之を知らば、科あり。」  
「人もし誓いて、おのが  
が咎もて罪の惡事または善事を爲さんと云い、誓とおのが言とに  
がくちひる つみ あくじ せんじ な ことほ

の燔祭の牲は常に祭壇の上に置いてあつたと思われるが、それに加えて。<sup>1)</sup> 註四を参照。

よりて確く約束しながら、<sup>2)</sup>之を忘れ、後に至りて、それを罪と識らば、  
 五その罪の償いをなすべし。<sup>6)</sup>即ち、畜群の中より、牝の羔、または牝  
 山羊一頭を献ぐべし。かくて司祭は彼<sup>3)</sup>の爲、また彼の罪の爲に祈るべ  
 し。<sup>7)</sup>されど彼もし家畜を獻ぐる能わずば、山鳩二羽か、家鳩の雛二羽  
 を主に獻げ、一羽を罪祭に、一羽を燔祭に用うべし。<sup>4)</sup>八即ち之を司祭に  
 付すべし。司祭は先ず罪祭に用うるものをして、それを頸に抑しつくる如くになすべし。されど全くそれを挽ぎ取る  
 べからず。<sup>5)</sup>次いでその血の一部を、祭壇の傍に灌ぎ、残れるはその下  
 に滴らしむべし。これ、罪祭なればなり。<sup>6)</sup>他のものは、仕來りの如く  
 に焚きて、燔祭に獻ぐべし。かくして司祭、彼の爲、また彼の罪の爲に  
 祈るべし。さらば彼は赦されん。ニもし彼の手二羽の山鳩か、二羽の家  
 鳩の雛をも獻ぐる能わずば、麥粉一エファの十分の一をおのが罪の爲に  
 献ぐべし。その上に油を注ぐべからず、<sup>5)</sup>また乳香を載すべからず。こ

書では、「人もしそうへ、人を誓いて何か惡しき事もしくは善き事をなさんと云わば。」<sup>1)</sup>原文が女性（es）になつてゐるのは anima（人と譯した）が女性名詞であるため。  
 4) 本一二・八。  
 5) 油は喜びの象徴。罪は悲しまなければならぬ。

二二れ、罪祭なればなり。二二彼、之を司祭に付すべし、司祭は之を一擇み取り

二三獻げたる人の記念として、<sup>(6)</sup> 祭壇の上にて之を焚き、二三彼の爲に祈り、罪

の贖いをなすべし。殘れる分は、禮物として、司祭自ら之を取るべし。」

二四主、なおもモイゼに告げて曰わく、一五一人もし誤りて慣例を破り、主に  
獻聖げられたるものを犯さば、<sup>(9)</sup> その過失の爲に畜群の中より、聖所の秤  
量による二シクルにて買うことを得べき、玷なき牡羊を一頭献ぐべし。

二六しかして彼は已が與えたる損害を償い、その外に五分の一を添え、之を  
司祭に付すべし。司祭はその牡羊を獻げて、彼の爲に祈るべし。さらば彼

は赦されん。二七人もし知らずして罪を犯し、主の誠命に禁ぜられたること  
の一つを爲し罪ありとされて、その過失を認めなば、一八その罪の大きいと  
評價とに應じて畜群の中より玷なき牡羊一頭を、司祭に差出すべし。司祭

は彼の爲に祈るべし、そは彼、知らずして然なしたればなり。さらば彼は  
赦されん。一九蓋し、彼、誤りて主に背きたればなり。」

<sup>(6)</sup> 天主に奉獻者を記憶して  
いただくため

に。一の自分  
の身に罪がな  
くとも、例え  
ば男兒出生後  
四十日目など  
には、誰でも  
罪祭を獻げる  
義務があつた

## 第六章

知りながら犯したる罪に對する犠祭——獻げに際して司祭らの有する義務と權利。

「主、モイゼに告げて曰いけるは、『人もし、罪を犯し、主を輕んじ奉りて、<sup>1)</sup>信じて己に預けられたるものをして他人に拒み、或は無理に何かを奪い取り、或はその他不正をなし、<sup>3)</sup>或は失物を見出しながら之を否みて剩え偽り誓い、或はその他人々のよく罪を犯す種々なる事の中の何かを爲し、<sup>4)</sup>その違反に心づかば、<sup>5)</sup>己が詐き取らんとしたるすべてのものを悉く返却し、且、その上に己が損害をかけたる所有主に、五分の一を與うべし。<sup>2)</sup>」六しかしておのが罪の爲に、畜群の中より玷なき牡羊一頭を献ぐべし、即ち違反の評價と大いさとに應じて、之を司祭に付すべし。<sup>3)</sup> 司祭は主の尊前にて、彼の爲に祈るべし。<sup>4)</sup> さらば彼は、いかなる事を爲して罪を犯したりとも、その赦免を得ん。」<sup>5)</sup> 主さらにモイゼに告げて曰いけるは、「アーロンとその子等と

**第六章** ①) 意識して犯したあらゆる罪。隣人に對する罪も、その罪によつて天主の御掟を破るから、やはり天主に對する輕蔑を含んでいる。

②) 民五・七。  
③) 本五・一八。  
④) 司祭が職務上から祈れば、その祈には特別の効力がある。

に命じてかく云え、これは燔祭の<sup>5)</sup> 捉なり。そは祭壇の上に  
て、終夜朝まで燃やすべし。<sup>6)</sup> その火は同じ祭壇より點すべし。  
一〇 司祭は上衣と亞麻の下衣とを着し、火に焼け盡したる灰を取  
りて、之を祭壇の傍に置き、二前述の衣服を脱ぎて他の衣服を  
着け、灰を陣の外に携え出し、いと清淨き場所にて、粉々にな  
し盡すべし。二三祭壇の上の火は、恒に燃えしむべし。<sup>7)</sup> 司祭は  
之を絶やさざらんことを心がけ、毎日朝に薪を加え、その上に  
燔祭の牲をのせて和祭の脂肪を焚くべし。二三これは常住の火  
なり、祭壇の上に片時も熄えしむべからず。<sup>8)</sup> 一四これはアーロ  
ンの子等が主の尊前、祭壇の前にて献ぐべき、素祭と灌祭との  
の捉なり。一五司祭は油をかけたる麥粉を一攢みと、麥粉の上に  
のせられたるすべての乳香とを取り、之を記念として祭壇の上に  
に焚き、主に對する最も馨しき香たらしむべし。<sup>10)</sup> 一六その麥粉

<sup>5)</sup> 每晩の燔祭の（出二二九・三八以下）。——<sup>6)</sup> 消えぬよう  
にさせるのである。  
<sup>7)</sup> この火は常に祭壇上に  
燃やしておく。キリスト  
信者の心に常に燃えてい  
るべき神聖な愛の天上の  
火の象徴。——<sup>8)</sup> この火は  
ナブコドノソルがイエル  
サレムの聖殿を破壊した  
時だけ消えた。しかし聖  
書にはその時でも、ふし  
ぎに保たれたと書いてあ  
る（喀後一・一九一二二  
参照）——<sup>9)</sup> ヘブレオ語「ミ  
ンヒヤ」、無血祭（民二  
八・三十八参照）。

の残れる分は、アーロンとその子等、酵を入れずして之を食うべし。彼は幕屋の庭の聖所にて、之を食うべきなり。<sup>11)</sup> その酵を入れるべからざるは、その一部をば、主の火祭として献げたるが故なり。これは罪祭と愆祭との如く至聖かるべし。<sup>12)</sup> 一八アーロンの苗胤の男子のみ之を食うべし。これは主の素祭につきて、汝等の代々永久に守るべき撻なり。之に觸るる者は何人も聖くなるべし。<sup>13)</sup> 一九また、主モイゼに告げて曰わく、「アーロンとその子等が、注油の日に主に獻ぐべき供物は次の如し。麥粉一エファの十分の一を、素祭として恒に、その半ばを朝に、その半ばを暮に獻ぐべし。三それは油をかけて、鍋に入れてやくべし。そのなお熱き間に、主への馨しき香として、三正當に父の後を繼ぎたる司祭は、之を獻げ、祭壇の上にて全く焚き盡すべし。<sup>14)</sup> 蓋し、司祭の素祭はすべて、火を以て焚き盡すべく、何人も之を食うべ

<sup>11)</sup> 罪祭と愆祭との牲は「至聖なるもの」として、ただ司祭等とその家族中男子たる者のみが食することを許されていたが、「聖なるもの」とされていた和祭の牲の分を食することは、その食事が聖所で行われ、律法規定の清淨の状態であれば、司祭等の家族の女子たる者にも許されていた。<sup>12)</sup> それ故これを食する者は、身を洗い清めなければならぬ。<sup>13)</sup> 大司祭。

二二四

からさればなり。」<sup>二四</sup>主またモイゼに告げて曰いけるは、<sup>二五</sup>アーロンとその子

等とに云え、罪祭の撻<sup>おきて</sup>は次の如し、燔祭を献ぐる場所にて、主の尊前にそれを

屠<sup>ほふ</sup>るべし。そは聖<sup>せい</sup>の聖<sup>せい</sup>なるもの<sup>14)</sup>なり。<sup>二六</sup>之を献ぐる司祭は、幕屋の庭の聖<sup>きよ</sup>

所にて、之を食<sup>くら</sup>うべし。<sup>二七</sup>その肉に觸れんものはすべて聖<sup>きよ</sup>くなるべし。もしそ

の血<sup>ち</sup>、衣服にかゝらば、聖<sup>きよ</sup>所にて之を洗<sup>あら</sup>うべし。<sup>二八</sup>また之を煮たる土器は碎<sup>くだ</sup>

くべし。されどその器<sup>うつわ</sup>青銅<sup>せいどう</sup>ならば、之を磨<sup>みが</sup>き、水<sup>みず</sup>をもて洗<sup>あら</sup>うべし。<sup>二九</sup>司祭の

苗胤<sup>すえ</sup>の男子はみな、その肉を食<sup>くら</sup>うべし、そは至聖<sup>いときよ</sup>きものなればなり。<sup>三〇</sup>されど

罪祭の爲に屠り、その血<sup>ち</sup>を携えて證詞<sup>あかし</sup>の幕屋<sup>まくや</sup>に入り、聖所にて贖罪<sup>あがなひ</sup>をなしたる犠牲は、之を食<sup>くら</sup>うべからず、火<sup>ひ</sup>を以て焚くべし。<sup>15)</sup>」

## 第七章

愆祭及び和祭に就きて一脂肪と血とは之を食すべからず。

「愆祭<sup>けんさい</sup>の規定<sup>さだめ</sup>は次の如し。これは至聖<sup>いときよ</sup>きものなり。<sup>1)</sup>されば愆祭の犠牲も、燔<sup>はんさい</sup>祭の犠牲を屠<sup>ほふ</sup>る所にて、之を屠<sup>ほふ</sup>るべし。その血<sup>ち</sup>は祭壇<sup>さいだん</sup>の周圍<sup>じゆうい</sup>に注ぐべし。そ

三〇

二九

二八

二七

二六

二二四

<sup>14)</sup> 註一  
一参照

<sup>15)</sup> 本五  
・五。

來一三  
一一。

第十七章  
1) 本書

れより献ぐべきは、その尾と、臓腑を包める脂肪と、二つの腎臟と、腸に附

ける脂肪と、腎臟に附ける肝臟の網膜と、これなり。

司祭はこれを、祭壇の

上にて焚くべし。これ、愆ちの爲に主に献ぐる火祭なり。

司祭の苗胤の男子

はみな、聖所にてこの肉を食うべし。そは、至聖きものなればなり。

愆祭も罪祭の如くに献ぐべし。この両方の犠牲に對しては、同一の定則に據るべく、

そは、之を献げたる司祭のものとなるべし。

燔祭の犠牲を献ぐる司祭は、そ

の皮を獲べし。

凡て麥粉を窯にて焼きたる素祭の獻物、ならびに焙器または

鍋にて調理えたるものは、之を献ぐる司祭のものとなるべし。

そその油をかけたるものも、乾けるもの<sup>(2)</sup>も、アーロンのすべての子等に、均しく分け與うべ

し。<sup>(3)</sup> 主に献ぐる和祭の犠牲の規定は次の如し。もしその獻げ、感謝の爲

ならば、油をかけたる酵なきパンと、油を塗りたる酵なき煎餅と、良き麥粉を

焼きたると、油をかけたる菓子とを献ぐべし。

更にまた、和祭として献ぐる感謝の犠牲と共に、酵あるパンをも供うべし。

その一つは、初物として

六章の  
註一一

参照。

(2) 油を

つけな

いもの

は、た

だ貧困

者が罪

の代り

に獻げ

た(ヘ利

五一)。

一。

司祭本

(3) 職務

を行ふ

。

一五 主に献ぐべく、犠牲の血を注ぐ司祭のものとなるべし。一五 その犠牲の

肉は、その日の間に之を食うべし。その些少も翌朝まで残しあくべからず。一六 人ありて、願により、或は自ら欲みて、犠牲を獻ぐる場合

にも同じく、その日の間に之を食うべし。されど翌日まで残れるもの

あらば、之を食うも妨げなし。一七 ただし、三日目まで残れるものは、悉く之を焚くべし。一八 人もし三日目に、和祭の犠牲の肉を食わば、

その献祭は徒勞となりて、献げし者にも益なからべし。いな、寧ろかかる食事をなして己を穢すものは、規則に違反きし罪責あるべし。五

一九 穢れたるものに觸れし肉は、食うべからず、火を以て焚くべし。潔

き者は之を食うべし。二〇 もし穢れたる人、主に献げられたる和祭の

犠牲の肉を食わば、その人、その民の中より剪除かるべし。二また、

人間の穢れ、畜獸の穢れ、その他穢すことある何物かの穢れに觸れな

がらかかる肉を食う者は、その民の中より剪除かるべし。」二三 主また

人のものとなるのみならず。

この肉は所定の短時間中に食べなければならなかつた。犠牲の肉が、

東國の暑氣で腐敗しやすいので、その神聖さの少しでも瀆されるのを防ぐためである。そ

れでまた一部を貧民に與えざるを得なかつた。一九本

一九・八。一の原語 anima は靈魂即ち生ける人。

モイゼに告げて曰わく、『イスラエルの子等に云え、『羊と、牛と、山羊と

の脂肪は、汝等之を食うべからず。』<sup>三四</sup>自ら斃死し畜獸の屍體と、他の野獸に捕えられし畜との脂肪は、汝等これをさまぐの用に供すべし。<sup>三五</sup>人もし火祭

として主に献ぐべき脂肪を食わば、その民の中より剪除かるべし。<sup>三六</sup>また汝等、鳥にもあれ獸にもあれ、動物の血を食うべからず。<sup>三七</sup>凡て血を食う者は

その民の中より剪除かるべし。』<sup>三八</sup>主またモイゼに告げて曰いけるは、『イ

スラエルの子等に告げて云え、『和祭の犠牲を主に献ぐる者は、同時に他の供物、即ち神酒をも亦献ぐべき。』<sup>三〇</sup>彼はおのが手に、犠牲の脂肪と胸とを持つべし。しかして之を共に主に献げ、聖別して後、司祭に付すべし。<sup>三一</sup>司祭はその脂肪を祭壇の上にて焚くべし。されど、その胸はアーロン及びその子等のものとなるべし。<sup>三二</sup>和祭の犠牲の右肩もまた、初物<sup>三三</sup>として司祭に歸すべし。<sup>三三</sup>アーロンの子等の中、その血と脂肪とを献ぐる者、その右肩をおのが分として獲るべし。<sup>三四</sup>そは我、イスラエルの子等の和祭の犠牲より、擧げたる胸と分

り註六  
参照。

8) 分前

9) この

「舉げ  
る」と

は、犠牲のい  
ずれの部  
分をも、天  
主に獻  
げたも  
のであ  
る印と  
して、  
燔祭壇

ちたる肩とを取りて、イスラエルのすべての子孫等の永久に守るべき規定により、アーロン及びその子等に與えたればなり。<sup>三五</sup>これはアーロン及びその子等を、モイゼが立てて司祭の職務を爲さしむる日の、主の禮式における彼等の注油<sup>10)</sup>にして、<sup>三六</sup>またこれ<sup>11)</sup>主が命じて、代々永久に守るべきに従い、イスラエルの子等より彼等に與えしめ給うものなり。<sup>三七</sup>これぞ燔祭、罪祭、愆祭、祝聖式、和祭の犠牲の捉にして、<sup>三八</sup>主がシナイの荒野にて、イスラエルの子等にその献物を主に供うることを命じ給える時、シナイ山の上にてモイゼに命じ給いしものなる。』

## 第 八 章

モイゼ、アーロン及びその子等を聖別す。

「主なおもモイゼに告げて曰<sup>のたま</sup>はるは、「アーロン及びその子等と、彼等の衣服と、注油と、罪祭の牲と、二頭の牡羊と、一籠の酵なきパンとを携え來り、<sup>2)</sup>民を悉く幕屋の入口に集めよ。」<sup>四</sup>モイゼは主の命じ給え

る如くに爲しめ。さて、民悉く幕屋の門の前に集りたれば、<sup>五</sup>彼云いけるは、「これぞ主が爲せと命じ給いし所なる。」と。<sup>六</sup>即ちアーロンとその子等とを携え來り、彼等をして身を洗い淨めしめたる後、<sup>三</sup>セ大司祭に亞麻織の下衣を着せ、<sup>四</sup>帶を締めさせ、青き上衣を纏わせ、その上に肩衣を着けしめ、<sup>八</sup>之を紐にて結び「教と眞理」のある<sup>4</sup>胸牌に附けたり。<sup>九</sup>またその頭に頭帽を戴かしめ、額の上方にて之に、聖別して聖ならしめたる黃金の板を附けぬ。主の彼に命じ給いし如し。<sup>二</sup>彼また灌油を取りて、幕屋とそのすべての器具とに抹り、<sup>二</sup>祭壇に七度灌ぎて之を聖ならしめたる後、<sup>一〇</sup>之とそのすべての器具と、また洗盤とその臺とに抹りて、油を以て聖別したり。<sup>二</sup>彼またアーロンの頭に之を注ぎ、塗油して彼を聖別せり。<sup>五</sup>ニニ次いでその子等をも亦連れ來り、彼等に亞麻織の上衣を着せ、帶を締めさせ、これに頭帽を戴かしめぬ。主の彼に命じ給いし如し。<sup>一四</sup>彼

三七の命令の實行の詳説である、<sup>一</sup><sup>2</sup>出

二九・三五・四〇・

一三。<sup>一</sup><sup>3</sup>本一六・

四参照。體を洗い淨めるは靈魂を淨める象徵。何人も清からずして清き天主に近づくことは許されない、少くとも天主の御心を宥める職務を行ふべき人々はそうである。<sup>一</sup><sup>4</sup>「ウリム

とトウミム」であつて胸牌に藏めてある出二八・三〇参照。<sup>5</sup>集四五・一八。

とトウミム」であつて胸牌に藏めてある出二八・三〇参照。<sup>5</sup>集四五・一八。

また罪祭<sup>(6)</sup>の牡犢を獻げたり。即ちアーロンとその子等とが、その頭に手を按きたる後、<sup>一五</sup>彼は之を屠りてその血を取り、之に指を浸して、祭壇の周圍の角につけ、かくして贖いと聖別とをなしたる後、残れる血を、その下に流せり。<sup>一六</sup>されどその臓腑を包める脂肪と、肝臓の網膜と、<sup>一七</sup>二つの腎臓ならびにその脂肪とは、祭壇の上にて之を焚けり。<sup>一七</sup>また、その犢は、その皮、肉、糞と共に、陣の外にて之を焚けり。主の彼に命じ給いし如し。<sup>一八</sup>次に彼は、燔祭<sup>(7)</sup>に牡山羊を獻げたり。即ちアーロンとその子等とが、その頭に手を按きたる後、<sup>一九</sup>彼は之を屠りて、その血を祭壇の周圍に流せり。<sup>二〇</sup>しかしてその牡羊を切り分ち、その頭と、肢體と、脂肪とは、火を以て之を焚けり。<sup>二一</sup>彼は先ず臓腑と脚とを洗いたる後、その牡羊を全部、祭壇の上に焚きぬ。これ、主に對する最も馨しき香の燔祭なればなり。主の彼に命じ給いし如し。<sup>二二</sup>彼また司祭聖別の爲、他の牡羊をも獻げたり。即ちアーロン及びその子等その頭に手を按くや、<sup>二三</sup>モイゼ之を屠りてその血の一部を取り、アーロンの

<sup>(6)</sup>まず聖別せらるべき人々の罪を除くための罪祭として。

聖は、主なる天主に全く身を獻げてこれに仕えるべき司祭等を代表する

二四  
右の耳の端、右手の拇指、ならびに右足の大趾にも之をつけぬ。<sup>8)</sup>  
二四  
彼またアーロンの子等を連れ來りて、屠りたる牡羊の血の一部

を、その各人の右の耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とにつけ、残餘は之を祭壇の周圍に流したり。二五されど脂肪と、尾と、臓腑を包むすべての脂肪と、肝臓の網膜と、兩の腎臓並にその脂肪と、右の肩とは、之を分ち取りぬ。二六また、主の尊前にある、一箇、煎餅一枚を取り出し、之を脂肪と右肩との上に載せ、悉くアーロンとその子等とに付せり。よりて彼等は之を主の尊前に擧揚げぬ。二七彼再び彼等の手より之を取り、燔祭壇の上にて<sup>10)</sup>之を焚けり。これ、馨しき香となさんためなる聖別式の主に對する犠牲の獻祭なればなり。二八しかして彼は聖別式の牡羊より、己が分としてその胸を取り、之を主の尊前に擧揚げたり。主の彼に

8) 右側の耳の端や右手右足の拇指大趾などは全身をあらわす。殊に耳はいつも天主の御言を傾聽するよう、手は聖なる祭祀をよく果たすよう、足は天主の御捉と祭祀執行の細則とを履むよう聖別されるのである。——酵なきパンは心の腐敗せずして潔きことを象徴する<sup>10)</sup>ヘブレオ語「燔祭の上にて」。——モイゼは肩の部分を焼いたが、普通は職務を執行する司祭がそれを貫つた。

三〇 命じ給える如し。<sup>こと</sup>三〇次いで注油と、祭壇の上にありし血とを取り、  
 之をアーロンとその衣服、その子等とその衣服に灌ぎぬ。<sup>(12)</sup> 三一かくして彼等ならびにその衣服を聖別したる後、彼、彼等に命じて云いけるは、「幕屋の入口の前にてその肉を煮、其處にて之を食え。汝等また籠の中にある聖別式のパンをも食うべし。主、我に命じて、『アーロン及びその子等、之を食うべし。』と曰いたればなり。<sup>(13)</sup> 三二しかしてその肉とパンとの残れるものは悉く火を以て之を焚くべし。三三汝等また汝等の聖別式の期満了る日まで、七日の間、幕屋の門口を出すべからず。聖別式は七日にて終ればなり。三四今の如く行われたるは、供犧の式の全うせられんためなり。三五汝等晝夜幕屋の中に留まりて、主の伽をなし奉るべし。これ汝等の死なざらんためなり。我かく命ぜられたればなり。三六乃ちアーロン及びその子等は、主がモイゼの手によりて告げ給いし事を悉く爲しぬ。

(12) 衣服にも灌注用油と犠牲の血とをふりかけて之を聖別した。彼らは之を着なければ聖祭を行なうことが許されなかつた。

(13) 犀祭の食事にはただ司祭たちのみあづかることが許されたが、この食事を以て聖別式が終つたのである。一出二九・三一。

第九章

アーロン已と民との爲に犠牲を獻ぐ一主の火、燔祭の牲の上に下る。

第九章

さて八日目に及びて、モイゼはアーロンとその子等、並にイスラエルの長老等を召び、アーロンに云いけるは、<sup>1)</sup>「畜群の中より、罪祭の爲の牡犢、燔祭の爲に牡羊の、共に玷なきものを取り、之を主の尊前に献げよ。<sup>2)</sup>」三しかして汝イスラエルの子等に云うべし、「汝等、罪祭の爲に牡山羊を、燔祭の爲に犢と羔との、共に當歳にして玷なきものを、取り來れ。」<sup>4)</sup>また、和祭の爲に牡牛と牡羊とを取り來れ。しかして主の尊前に之を屠りて、その各々の犠牲と共に油をかけたる麥粉を献げよ。そは、主、今日汝等に現れ給うべければなり。」<sup>5)</sup>ここにおいて彼等、モイゼが命じたる物を悉く幕屋の門前に携え來りければ民みな其處に集い立ちたる時、<sup>6)</sup>モイゼ云いけるは、「これは主が爲せと命じ給える御言なり、かく爲さばその御光榮汝等に顯れん。」<sup>7)</sup>次いでアーロンに云いぬ、「祭壇に近づきて、汝の爲に罪祭を獻げ、燔祭を獻げて己の爲、民の爲に

祭の職務を行はもはや、司祭の職務を行わなかつた。

<sup>1)</sup>モイ  
ゼはア  
ーロン  
して後  
はもは  
や、司  
祭の職  
務を行  
わなか  
つた。

<sup>2)</sup>出二  
九・一。

八

祈り、汝民の犠牲を屠りたる後、彼等の爲に祈ること、主の命じ給え  
る如くにせよ」<sup>(3)</sup> 八よりてアーロンは直に祭壇に近づき、<sup>(3)</sup> 己が罪の爲

に犠を屠れり。しかして彼の子等、その血を彼の許に携え來りければ、彼、之に指を浸し、祭壇の角につけ、殘餘をその下に注ぎたり。  
一〇また罪祭の牲のものなる脂肪、腎臓、肝臓の網膜は、之を祭壇の上にて焚きぬ。主のモイゼに命じ給える如し。二されど、その肉と皮とは、之を陣の外にて火を以て焚けり。三彼また燔祭の犠牲を屠り、その子等がその血を彼の許に携え来るや、之を祭壇の周圍に注ぎぬ。

一三彼等またその犠牲を切り分ちて、頭及びすべての肢體を彼の許に持ち來りければ、彼は之を悉く、祭壇の上に火を以て焚きぬ、一四但しその前に、臍腑と脚とは、先ず水を以て之を洗いしなり。一五次に、彼は民の爲の罪祭として牡山羊を屠り、祭壇を潔めたる後、一六燔祭を獻げたり。一七なお、この犠祭に添えて、神酒をも同時に獻げ、朝の燔祭<sup>(4)</sup>

<sup>(3)</sup> 聖別されて大司祭となつたアーロンがその最初の犠牲を獻げる所以である。それはまず自分の爲、次いで民全體のためであつた。即ち司祭はまず自分のために償いをする必要があり、然る後始めて天主と民との仲介者の役を勤めるのである。一四毎日獻げる規定であつた。

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九

八

の儀式の外に、之を祭壇の上にて焚けり。一八彼また民の爲の和祭として、牡牛と牡羊とを屠り、その子等がその血を彼の許に持ち来るや、之を祭壇の周圍に注ぎぬ。一九されど、その

牡牛の脂肪と、牡羊の尾と、腎臓ならびにその脂肪と、肝臓の網膜とは、二〇彼等之をその胸部の上に載せ來れり。その脂肪を祭壇の上にて焚きたる後、二一アーロンその胸と右肩とを分ちて、主の尊前に擧揚げたり。モイゼの命じたる如し。

三三しかしして彼は、民の方に手を差伸べて之を祝し 5) 罪祭、燔祭、和祭を終えて下れり。二二ここにおいて、モイゼとアーロンとは證詞の幕屋に入り、再び出で来るや民を祝しぬ。かくて主の御榮光、すべての民に現れたり。二四即ち見よ、火主の許より出でて、祭壇の上にありし燔祭の犠牲と脂肪とを焼き盡せり。民、之を見るや、主を讃稱えて俯伏しな。

5) 多分アーロンは、民六・二四一二六に述べてある形式を用いたのであろう、イスラエル人はこの形式を今まで用いている。一九祭壇前の臺から、既述した階段もしくは傾斜した床を通して。二十モイゼはそこでアーロンに職務を授けようと思つたのである。二一契約の檻のある處から。雲の中から聖幕屋の上に奇しき光輝を出し、火炎を發射してそれが祭壇の上にあつた犠牲を焼き盡したものと思われる。このふしげな火は、天主がアーロンの司祭職とその犠牲とを嘉し給うた印であつた。

## 第十章

ナダブとアビウ異火を献げて火に焼き殺さる—司祭幕屋に入る時飲酒を禁ぜらる—聖物を食するに就いての規則。

一時に、アーロンの子等なるナダブとアビウとは、おのが香爐を取り、之に火を入れ、その上に香を盛り、主の尊前にて命ぜられたるものにあらざる異火を献げしに、<sup>1) 二</sup>火、主より出でて、<sup>2)</sup>彼等を焼きしかば、彼等主の尊前に死せり。<sup>3) 三</sup>ここにおいて、モイゼはアローソンに云いぬ、「これぞ主の曰いし所なる。」<sup>4) 五</sup>我は我に近づく者等にわが聖なることを示し、すべての民の眼前にて光榮を顯さん。」<sup>5) 六</sup>アーロン之を聞きて默然たりき。<sup>6) 四</sup>モイゼまたアーロンの叔父オジエルの子等なるミサエルとエリサファンとを召びて、之に云えり、「行<sup>7) 七</sup>きて汝等の兄弟等を携え、聖所の前を去り、彼等を陣<sup>8) 八</sup>の外に

第十章<sup>1)</sup>規定せられたようにして用意しなかつた火があるいは所定の時に捧げなかつた火。二三の解釋者の説によれば、この兩司祭は酩酊して聖務を行つたのであるうといふ。九節以下参考。一民三・四・二六・六一。代上二四・二。一<sup>9)</sup>この火は電光の如く彼らを殺した。一<sup>10)</sup>各司祭にとつての大なるみせしめ。

運び出せ。」と。五よりて、彼等は直に進み寄りて、亞麻の衣服を纏い壇されたるまゝの彼等を携え、之を陣の外に棄て、命ぜられる如くに爲したり。六モイゼまたアーロン及びその子等なるエレアザルとイタマルとに云いけるは、「汝等の頭を露すなれ、また汝等の衣服を裂くなれ、<sup>4)</sup>これ汝等が死なず、また御憤怒がすべての民の上に下らざらんためなり。<sup>5)</sup>汝等の兄弟等、及びイスラエルの全家は、主<sup>6)</sup>がかく火を出だして焼滅ぼし給いしことを嘆くべし。<sup>7)</sup>されど汝等は、幕屋の門を出すべからず。<sup>8)</sup>しからずば汝等死なん、そは、聖き注油汝等の上にあればなり。<sup>9)</sup>彼等モイゼの命のまゝにすべてを爲せり。ハこゝに主アーロンに曰わく、「汝等は、汝も汝の子等も、證詞の幕屋に入る時には、葡萄酒ならびにすべて醉わしむることあるものを、飲むべからず。これ汝等が死なざらんためなり。そは、汝等の代々永久に守るべき定則なればなり。<sup>10)</sup>また、汝等が聖なると聖ならざると、潔きと潔からざるとを區別つ知

4) 腹喪の印としては、目だけ出して顔を包み、頭の裝飾品を取り除き、髪は剃るかあるいはとかさずに垂らしておいたものである。—5) 天主の御罰に對して不満らしい様子を見せないために服喪の印をつゆほども示してはならなかつたのである。—6) 死者埋葬に立ち會うためなどに。

二  
二 識を有せん爲。ニイスラエルの子等に、主がモイゼの手によりて彼等に告げ給えるすべてのわが典憲を教うるを得ん爲なり。」<sup>8)</sup>モイゼまたアーロン及びその遺れる子エレアザルとイタマルとに云いけるは、「主に獻げたる素祭の殘餘なる供物を取り、酵を入れずして之を祭壇の傍にて食え、これ、至聖きものなればなり。<sup>三</sup>汝等、之を聖所にて食え、それは、我が命ぜられたる加く、主の獻物の中より、汝及び汝の子等に與えられたればなり。<sup>四</sup>また獻げたる胸部と、分ちたる肩部とは、汝、また汝の子も汝の女も、汝と共に、これを至聖き所において食うべし。そは、イスラエルの子孫の救靈<sup>キユウレン</sup>の犠牲の中より、汝と汝の子女との爲に、取り置かれたるものなればなり。<sup>五</sup>蓋<sup>ケダマ</sup>し、彼等は肩部と胸部と、祭壇の上にて焚く脂肪とを主の尊前にて擧げ、これらは、主の命じ給える如く、恒に守るべき定則によりて、汝と汝の子等とに歸すべきなり。

一六 一六 一六 一六 一六 一六  
さる程にモイゼ、罪祭に獻げられし牡<sup>ヤギ</sup>山羊を索めしが、その焼かれしを知るに及びて、アーロンの遺れる子等、エレアザルとイタマルとに對い、怒りて云

和 祭<sup>ワツシ</sup>の意。8)これなるものは至聖なるものでなく、ただ聖なるものに過ぎない。

9) 略後二・一一。

10) 司祭らが、いわば罪

を負うてゐる犠牲を食するには、償いの仲介者たることを示すためである。故にこれを

あつた。司祭らが、いわば罪を負うてゐる犠牲を食するには、償いの仲介者たることを示すためである。故にこれを

あつた。故にこれを

あつたのである。モイゼはこの規定の條文に外れたことを、特別な場合として是認した。

## 第十一章

潔き獸と潔からざる獸との區別。

主、モイゼとアーロンとに告げて曰ひけるは、「イスラエルの子孫に云え、『地の生きとし生ける物の中、汝等の食うべき畜

三 獣は次の如し。凡て、畜獸の中、蹄の割れたるもの、反芻獸は、汝等之を食うべし。  
 四 されど、反芻獸にても、駱駝その他の如く蹄の割れおらざるものは、汝等之を食うべからず、潔からざるものとなすべし。<sup>2)</sup>  
 五 山鼠は反芻すれども、蹄割れおらざれば、潔からず。<sup>3)</sup> 六 鬼も亦然り、反芻すれども、蹄割れをらざればなり。<sup>4)</sup> 七 豚も然り、<sup>5)</sup> これは蹄割れたれども、反芻せず。<sup>6)</sup> 八 汝等これらもののに肉を食うべからず、またその屍體に觸るべからず、これらは汝等にとりて潔からざればなり。<sup>7)</sup> 九 水に生ずるものにして、汝等の食い得るは、次の如し。凡て海ならびに河川、池の

2) かくもいろいろな鳥獸魚の禁食を律法で命ぜられたのは、第一、民に從順と節制とを要けるため、第二、これらの生物により象徴せられる惡に對して戒心するため、第三、ここに禁ぜられた物はおおむね健康によろしからず、食するに適せぬため、第四、天主の民たる者をして具體的に不淨な物を斷つことにより、靈魂の清淨を求めるためであつた。<sup>1)</sup> 3) 食していゝか悪いかに就いての動物の淨不淨は、結局天主の積極的な定めに歸着する。<sup>2)</sup> 4) 豚肉が禁じられたのは、豚が特に不淨であるからといふよりも、寧ろその肉が最も美味であるからであつた理由と共に一般的積極的な規定（三、四、兩節）を示したあとで、個々の實例を擧げる。<sup>3)</sup> 5) 理由と共に一般的積極的な規定（三、四、兩節）を示したあとで、個々の實例を擧げる。<sup>4)</sup> 6) 喀後六・一八。——レヴィ人は、不淨な動物を食すること、人または獸の死體に觸れること、穢、及び體の或る狀態によつて不淨になつた。

中の、鰐と鱗とあるものは、汝等之を食うべし。一〇されど水に動く生けるものの中、凡て鰐と鱗となきものは、汝等にとりて忌むべきもの、二二嫌うべきものたるべし。汝等その肉を食うべからず、またその屍體を避くべし。二三凡て水にありて鰐も鱗もなきものは、不淨たるべし。二三鳥の中、汝等の食うべからざるもの、避くべきものは、次の如し、鷺、鷲、鷹、着鷹。二四鳶、それぐの鷹の類、一五諸々の鴟の類、及び之に似たるもの、一六駝鳥、一七梟、一九蒼鷹、二十鳥の類、戴勝、及び蝙蝠。二〇飛ぶものの中、力ん、水鶴、一九蒼鷹、二十鳥の類、戴勝、及び蝙蝠。二〇飛ぶものの中、すべて四つ角いに歩むものは、<sup>8)</sup>汝等にとりて忌むべきものたるべし。

二二されど、凡て四つ角いに歩むと雖も、後脚長くして、之を以て地上を跳ぶものは、<sup>9)</sup>汝等之を食うを得べし。例えば、蝗蟲の類、大稻子、小稻子、螽斯、すべてその類のものの如し。<sup>10)</sup>二三然れども、飛ぶものの中、凡てたゞ四脚あるものは、汝等にとりて忌むべきものたるべし。二四凡て

の清淨な鳥についての一般的目安といふようないし。食することを禁ぜられたものは、蝙蝠をも含めて二十種にのぼつてゐるが殆ど、肉や屍や糞を喰らるものばかりである。

<sup>8)</sup> 昆虫の如きもの。一の蝗を食用にしたのは、わけても貧しい人々であつた。

墳三・四。可一。

二五 これらのものの屍體に觸るる者は、穢るべく、暮まで不淨たるべし。<sup>10)</sup> 二五 こ

れらのもの死して、そを携え行く要ある時は、衣服を洗うべし。その身は日没まで不淨たるべし。二六 蹄あれども、その割れおらさる畜獸、及び反芻せざ

二七 没する畜獸は、いすれも皆潔からざるべく、これに觸るる者は穢るべし。二八 四つ

角いに歩むすべての畜獸の中、掌にて歩むものは<sup>11)</sup> 潔からざるべし。その屍體に觸るる者は、暮まで穢るべし。二九 また、かゝる屍體を携うる者は、その

衣服を洗うべく、その身は暮まで不淨なるべし。これらのものはみな汝等にとりて、潔からざればなり。二九 凡て地上を匍うもののの中、次のものも亦不淨なるものとなすべし。馳鼠、鼠、鰐、すべてその類のもの。三〇 地鼠、カメレ

オン、守宮、蜥蜴、土龍。三一 これらはすべて不淨なり。これらのものの屍體に觸るる者は、暮まで不淨なるべし。三二 これらのものの屍體、何物の上に墜

つとも、その物は穢るべし、そは、木の器具たると、衣服たると、皮革たると、毛布たると、また人の使用うるいかなる器具たるとを問わざるなり。こ

一六。參

照。

<sup>10)</sup> 制裁二  
つ。第一

は日暮ま  
で不淨と  
せらるる

こと。第

二は衣服  
を洗うこ

と。これ

は極めて

嚴重であ

つた。

<sup>11)</sup> 犬、猫、  
熊など。

れらは水に浸すべし。そは暮までは不淨なるべきも、かくせばその後は潔くな  
 るべし。<sup>(三三)</sup>されど土器は、その中にこれらのもの墜ちなば、穢るべし、故に之  
 は毀つべきなり。<sup>(三四)</sup>汝等の食ういかなる食物も、かくの如き水からば、不淨  
 となるべし。またかかるいかなる器より飲む飲物も、すべて不淨となるべし。  
<sup>(三五)</sup>また、これらの死せる獸、何物の上に墮つとも、そは不淨となるべし。その  
 烟たると、鍋たるとを問わず、之を不淨として毀つべきなり。<sup>(三六)</sup>されど、泉、  
 貯水池、及びすべての水溜は淨かるべし。これらのものの屍體に觸るる者は穢  
 るべし。<sup>(三七)</sup>そは、種子の上に墜つとも、之を穢さざるべし。<sup>(12)</sup> <sup>(三八)</sup>されど、人そ  
 の種子の上に水をかけて、後屍體之に觸れば、そは立所に穢るべし。<sup>(13)</sup> <sup>(三九)</sup>汝  
 等の食うを得る畜獸斃死なば、その屍體に觸るる者は、暮まで不淨なるべし。  
<sup>(四〇)</sup>その何かを食い、もしくは之を携うる者は、その衣服を洗うべく、その身は  
 暮まで不淨なるべし。<sup>(四一)</sup>凡て地上を匍うものは、忌むべし。また之を食物とな  
 すべからず。<sup>(四二)</sup>凡て四足にて腹這い行くもの、または多くの足あるもの、また

種子を  
 保護す  
 るから  
 (12)穀が  
 谷に浸  
 み徹つ  
 て穢れ  
 をおび  
 るから

は地上を制ちじょうい行くものは、汝等之なんじらこれを食うべからず、そは忌いむべきものなればなり。<sup>14)</sup> 四三 汝等の靈魂たましいを汚すなかれ、また、これらの中の何物なにものにも觸るるなかれ、そは汝等なんじら、不淨けいよとならざらん爲ためにして、<sup>15)</sup> 四四 我は主汝等の天主てんしゅなればなり。我是聖せいなるにより、汝等もまた聖なるべし。地上を動く、匍うものによりて、汝等の靈魂たましいを穢けがすなかれ。<sup>16)</sup> 四五 我は、汝等の天主てんしゅたらん爲ために、汝等をエジプトの國くにより導き出みちびだせる主なればなり。我是聖せいなるにより、汝等も聖なるべし。<sup>17)</sup> 四六 これ即ち畜ますわ物ものと禽鳥とりと、水に動き、地を匍うあらゆる生物いきものとに關する捉つかめおきてにして、四七 これ、汝等なんじら、潔き物きよものと潔からざる物きよものとの別べつを知しり汝等なんじらの食うべき物ものと却くべき物ものとを知らんためなり。」

<sup>14)</sup> 悪魔がかような動物の一つ、即ち蛇を用いて、人間を誘惑し最初の罪に陥れたことは、忘るべからざるいましめである。——<sup>15)</sup> いわゆるレヴィ人の清淨規則に關するこれらの規定の目的を示す。すなわち彼らをして始終イスラエル人に、靈魂の清淨を心がけるようすめさせるのである。——<sup>16)</sup> 彼前一・一六。——<sup>17)</sup> 本一九・一。

## 第十二章

産婦の潔め。

一主しゆまたモイゼに告げて曰のたまいけるは、二イスラエルの子孫こらに告つげて、汝なんじこれに云いうべし、ノ女おんなもし孕みこもりて男兒おとこのこを産うまば、七日かの間不淨あいだふじょうなるべし。即ち月經まづわのある日數ひかずほどなり。<sup>1)</sup>三しかして八日か目に及び、その子は割禮かれいを受くべし。<sup>2)</sup>四されどその女は、血ちの潔きよまらん爲ために、三十三日にじとよ留とどまるべし。その潔めきよの日數滿ひかずみるまでは、聖せいなる物ものに觸ふるべからず、また聖所せいじょに入るべからず。<sup>3)</sup>五されどもし女兒おんなのこを産うまば、月經つきのものの習慣ならいに従したがいて、二週間しゅうかん不淨ふじょうたるべし。しかして血ちの潔きよまらん爲ために、六十六日にじとよ留とどまるべし。<sup>4)</sup>六しかして男兒おとこのこまたは女兒おんなのこに對する潔めきよの日數滿ひかずみちなば、燔祭はんさいの爲ために當歲とうさいの羔こひつじを、罪祭ざいさいの爲ために家鳩いえはとの雛ひなあるい或やまほとは山鳩たかさを携たずさえて證詞あかしの幕屋まくやの入口いりぐちに來り、之を司祭しさいに付すべし。司祭しさいは之これを

第十二章 1) 昔のインド人、ペルシャ人、ギリシヤ人、ローマ人の間でも産婦は不淨な者と思われていた。一路二・二二。  
 2) 路二・二一。約七・二二。1)これらは規定は產婦を全く回復させるためでもあつた。4)ヘブレオの人々が男よりも女を低く見たのは、女のおかげで世に罪が入りこんだと信じていたのもその理由の一つである。

主の尊前に獻げ、その女の爲に祈るべし。さらばその出血より潔められん。これ、男兒<sup>おとこのこ</sup>または女兒<sup>おんなのこ</sup>を産みたる女に對する捉<sup>おきて</sup>なり。

八 その女<sup>おんな</sup>もし手及<sup>て</sup>ばすして羔<sup>こひつじ</sup>を獻ぐる能わ<sup>あた</sup>はずば、山鳩<sup>やまはと</sup>二羽かもしくは家鳩<sup>いえはと</sup>の雛<sup>ひな</sup>二羽を出<sup>いだ</sup>すべし、一羽は燔祭<sup>はんさい</sup>の爲にして、一羽は罪祭<sup>ざいさい</sup>の爲なり。司祭<sup>しさい</sup>またこれが爲に祈るべし、さらばその女<sup>おんな</sup>は潔められん。<sup>5)</sup>

### 第十三章

人間の癩及び衣服の癩について。

ニ 主<sup>しゆ</sup>またモイゼとアーロンとに告げて曰<sup>のたま</sup>いけるは、<sup>1)</sup>三人もし、その身<sup>み</sup>の肌<sup>はだ</sup>に色<sup>いろ</sup>の變りたる處<sup>ところ</sup>、または吹出物<sup>ききでもの</sup>生<sup>しよう</sup>じ、または光<sup>ひか</sup>る處<sup>ところ</sup>現<sup>あらわ</sup>れなば、そは癩<sup>ら</sup>の患<sup>わ</sup>いなるにより、その人を司祭<sup>しさい</sup>アーロン、もしくはその子等<sup>こら</sup>の一人の許<sup>ひとり</sup>に伴<sup>ともな</sup>い行くべし。<sup>3)</sup>また、司祭<sup>しさい</sup>その肌<sup>はだ</sup>の患部<sup>かんぶ</sup>を觀て、その毛白<sup>けしろ</sup>くなり、癩<sup>ら</sup>と覺しき所<sup>ところ</sup>、肌<sup>はだ</sup>及び他部<sup>ほか</sup>の肉<sup>にく</sup>よりも深<sup>ふか</sup>

第十三章 1) この文段の思想を概觀すれば、一三・一一四六は人間の癩。一三・四七・五九は衣服の癩。一四・一・三二

<sup>5)</sup> 産婦の穢れは、道徳上の罪とがの結果ではなく、その體の狀態による。一本五・七。路二・二四。

きを認めなば、これ、癰患に犯されたるなり、故に司祭はその判断によりて彼を隔離すべし。<sup>2)</sup> 四されど、もし肌に白く光る所ありて、他部の肉よりも深からず、その毛も舊の色ならば、<sup>3)</sup> 司祭はその人を七日の間禁錮めおき、<sup>4)</sup> 五七日目に之を觀るべし。もしその患部、大きくならずして肌に舊の所より擴がらずば、再びその人を七日の間禁錮めおき、<sup>5)</sup> 六七日目に之を觀るべし。もしその患部薄くなり、肌に擴がらずば、司祭その人を潔き者となすべし、<sup>4)</sup> 七されどその人司祭に觀られて潔衣服を洗うべし、さらば潔くならん。七されどその人司祭に觀られて潔き者とせられし後、その患部また大きくなれば、司祭の許に伴われて、八不淨の者とせらるべし。九もし人に癰患あらば、之を司祭の許に伴い来るべし。一。司祭之を觀て、その肌に色白き所あり、その毛の様子變り生肉さえ見ゆるあらば、二これ、舊き顔の肌を冒せるものと斷じ、司祭は、その人を不淨の者となすべし。なおその人は明白に不淨なれば、之

は癪病者の潔め  
一四・三三十五  
七は家宅の癪。  
2)律法の不淨の中、この恐ろしい病氣が見出されるのは、別に異とするに足りない。いつの時代にも、聖書に出ている東國には、癪病が比較的多かつた。  
1)疑わしい場合。2)癪に侵されたいない、「潔き者である

三　　を禁錮むべからず。三されどもし癩發りて肌に擴がり、首より足まで眼に  
見ゆる限り遍く肌を満たさば、一司祭之を視て、その身にある癩は、いと  
潔きもの<sup>5)</sup>と斷すべし。そは、全く白くなりたるが故にして、これにより  
その人は潔き者とせらるべし。一四されどその人に生肉露れば、一五司祭之  
を不淨の者と断じ、穢れたる者の中に加うべし。そは、生肉癩に満たされ  
なば、不淨なればなり。一六もしまたそれが白く變りて、その人の全身に及  
ばば、一七司祭彼を見て、潔き者と断すべし。一八また肉の肌に腫物ありしに  
癒えて、一九その腫物の所に白き瘢痕、または紅味がかかる<sup>6)</sup>が現れなば、  
その人を司祭の許に伴い行くべし。二〇司祭、その癩の患部が他部の肉より  
も深く、その毛の白くなれるを見ば、その人を不淨となすべし。そは癩患  
腫物によりて發りたればなり。二一されど、もしその毛從前の色にして、  
瘢痕も稍薄く、附近の肉よりも深からずば、司祭はその人を七日の間禁錮  
めおくべし。二二しかして患部擴がらば、これを癩なりと断すべし。二三され

といふ意味。  
5) 不淨なものとされないのは、大いに有難いことである。かような穎は何年長びくことがあつても、ほとんど一般世人に傳染しなかつた。  
6) ハブレオ語では、「腫瘍」はれものゝ吹出

三四

ど、その所に止まれば、そは腫物の瘢痕に過ぎず、その人を潔き者となすべし。二四 肉や

肌に火傷を負いて、その癒えたる後、白き、または紅き瘢痕となりたる場合も、二五 司祭

これを視、その白くなりてその處他部の肌よりも深きを見ば、その人を不淨となすべし

そは癩、その瘢痕の所に發りたればなり。二六 されど、もし毛の色變らす、患部他部の肉

よりも深からず、癩の外觀薄らぎおらば、司祭はその人を七日間禁錮めおき、二七 七日

目に之を觀るべし。患部もし肌に擴がりおらば、その人を不淨となすべし。二八 されど、

その所に白さ残り、さほど明らかならざる時は、これ、火傷なり。故に、その人を潔き者

となすべし、そは、火傷の瘢痕に過ぎざればなり。二九 もし、男もしくは女の、頭または

鬚に瘡生じなば、司祭之を觀るべし。三〇しかしてその所、他部の肉よりも深く、その毛

黄にして普通のものよりも、細き時は、不淨の者となすべし、そは、頭及び鬚にある癩

なればなり。三一されど、その冒されたる處、附近の肉と等しくして、毛の黒きを見ば、

司祭はその人を七日間禁錮めおき、三二七日目に之を觀るべし。その冒されたる處、大

きくならず、また毛の色變らず、その患部他部の肉と等しからば、三三その人の冒された

三三

三二

三一

三〇

二九

二八

二七

二六

二五

る處を除きて剃り、ひしかしてまた七日の間禁錮めおくべし。三四七日目に及びても、その瘡その所に止まり、他部の肉よりも深からず見えなば、司祭はその人を潔き者となすべし。その人衣服を洗うべし、さらば身潔くならん。三五されど、潔き者とされたる後、その瘡再び肌に擴がりなば、三六司祭は毛が黄色に變りたるかを最早尋ねるに及ばず、明白にその人は不淨なればなり。三七されどその瘡止まりて、毛黒き時は、その人の癒えたるを知るべく、危懼るる所なく之を潔き者となすべし。三八男もしくは女の肌に、光る處生じなば三九司祭之を視るべし。もし肌に薄白く光るを見ば、そは癩ならず、白斑なれば、その人の潔きを知るべし。四〇人の頭より髪の毛脱落つるは、禿にして、その人潔し。四一髪の毛額より脱落つるは、額の禿にして、その人潔し。四五されど、その禿頭もしくは禿額に白き、または紅き患部生じ、四三司祭之を視ば、疑いもなくその禿たる處に癩發りたるものとなすべし。四五さて、誰にもあれ、癩に冒され、司祭の判断によりて、隔離されたる者は、四五その衣服を引裂き、<sup>8)</sup>その頭を露し、そ

が進んだかど  
うか、  
七日た  
つてか  
ら一層  
明らか  
にわか  
るよう  
に。<sup>18)</sup>  
喪に服  
する時  
の如く  
衣服を  
裂けと  
いうの  
である

の口を衣服もて覆い、『穢れたる者なり、不淨なる者なり』と叫ぶべし。  
 四六  
 獬にて、穢れある間は恒に、獨り陣の外に住むべし。四七  
 獬が毛または亞麻の衣服の經及び緯、或は皮革にもせよ、或は凡て皮革にて造れる  
 物にもせよ、四九もしそれが白き、又は紅き汚斑に穢されおらば、獬と思いて之を司祭に見すべし。五〇司祭之を觀て、七日の間閉込めおくべし。五一  
 かして七日目に再之を觀、もしその擴がりおるを見ば、これ執拗き獬なり。  
 その衣服、及びその斑點あるすべての物を不淨と斷すべく、<sup>10)</sup>五二よりて之  
 を火に焼くべし。五三されど、もしその擴がりおらざるを見ば、五四司祭命じ  
 て、その獬ある部分を洗わせ、また七日の間之を閉込めおくべし。五五しか  
 して舊の色に歸らざるを見ば、獬は擴がらずとも、之を不淨と断じ、火に  
 焼くべし、そは衣服の表面またはその全部が獬に冒されたればなり。五六さ  
 れど、その衣服を洗いたる後、その獬のところやゝ薄らがば之を切り取り  
 全き部分より分つべし。五七もしその後、以前汚點なかりし所に、軽き一時

麻織は久しく  
 ヘブレオ人の  
 衣服の主要な  
 ものであつた  
 上着が亞麻で  
 その上に羽織  
 る寛闊なマン  
 トが毛という  
 場合が最も多  
 かつた。  
 ⑩)衣服の獬と  
 は何をさすの  
 か、今ではも  
 はや明かでな  
 い。多分カビ  
 が原因であつ  
 たろう。

五九 五八

的の癩現れば、火もて之を焼くべし。五八されど、消え失せなば、水を以て再びその潔き部分を洗うべし。さらば潔くならん。五九これ即ち毛もしくは亞麻の衣服、その經または縄、或は皮革にて造れる物の癩に關し、之を如何にして潔きものとなし、不淨なる物となすべきかの捷なり。」

## 第十団章

癩病の潔め—家の癩。

一主<sup>しゆ</sup>またモイゼに告げて曰<sup>のたま</sup>いけるは、二癩病者の潔めらるる時の定式<sup>さだめ</sup>は次の如し。即ちその者を司祭<sup>しき</sup>の許に伴<sup>ともな</sup>い行くべし。<sup>1)</sup>

三司祭<sup>しき</sup>は陣より出で行<sup>ゆ</sup>きて、その癩病の癒えたるを見ば、四そ<sup>と</sup>の潔めらるべき者に命じて、その身の爲<sup>ため</sup>に、食<sup>くら</sup>うを得べき生<sup>い</sup>る雀<sup>ナトウ</sup>一羽<sup>わ</sup>と、杉材<sup>ナガノキ</sup>と、紅<sup>くれない</sup>の毛糸<sup>ワード</sup>と、ヒソップとを獻<sup>ささ</sup>げしむべし。<sup>2)</sup>五また命じてその雀<sup>ナトウ</sup>の一羽<sup>わ</sup>を、土器<sup>カガラ</sup>の内<sup>うち</sup>、活<sup>い</sup>ける水<sup>ミナ</sup><sup>3)</sup>の上<sup>うえ</sup>にて殺<sup>ころ</sup>さしむべし。六されど活ける他の雀<sup>ナトウ</sup>は、杉木<sup>ナガノキ</sup>と、紅<sup>くれない</sup>の毛<sup>ワード</sup>の水<sup>ミナ</sup>。

## 第十四章

<sup>1)</sup> 積八・四。

<sup>2)</sup> これらの事は、屍に觸れて穢れた人々の潔めの際にも適用された。癩病者は活ける屍と考えられていたのである。一可一。四四。路五・一四。  
<sup>3)</sup> 容器に入れてある、泉の水。

六 五

四三 二

糸と、ヒソップと共に、之を殺したる雀の血の中に浸し、それを潔めらるべき者に、七度灌ぎかくべし。さらば彼は正しく潔き者となるを得ん。次いでその生ける雀を野に放ち飛ばしむべし。<sup>4)</sup>

その人はおのが衣服を洗いたる後、その體の毛を悉く剃り、水にて自身を洗い、潔くなりて陣に入り来るべし。但し、七日の間に我が天幕の外に留まり、九七日目にその頭の髪と、鬚と、眉と全身の毛とを剃るべし。しかして再びその衣とその身とを洗いたる後、一〇八日目に、玷なき羔二頭と、玷なき當歳の牡羊一頭と、麥粉十分の三に油をかけたる素祭と、油六分の一とをそれぞれ執るべし。一さて、その人を潔むる司祭は、證詞の幕屋の入口にて、その人とこれらすべての物とを主の尊前に進めたる後、一羔一頭を取り、之を油六分の一と共に獻げて、懲祭<sup>5)</sup>となすべし。

かくて、すべてを主の尊前に獻げたる後、一三常に罪祭<sup>6)</sup>及び燔祭<sup>7)</sup>

<sup>4)</sup>潔くなつた癩病者がその生業や住居に歸る象徴。<sup>5)</sup>一ログ(1.0m)すなわち〇・二九リットル。<sup>6)</sup>懲祭と罪祭との區別は、前者は道德的責任のない過失に對して行われ、後者は道德上の罪のために行われるという點にある。イスラエル人は病氣や早死、一般にひどい苦痛は何でも罪のあるとして、天主の御罰だと考えていた。殊に癩といふ恐ろしい病氣の場合には全くそうであつた。

の犠牲を屠る處、即ち聖所にて、その羔を屠るべし。罪祭のものの如く、  
 懲祭の犠牲も、司祭に歸し、そは至聖きものなればなり。<sup>(8)</sup> 一四 しかして司祭  
 は、懲祭の爲に屠りたる犠牲の血の一部を取り、潔めらるる人の右耳の端  
 と、右手の拇指と、右足の大趾とに之をつくべし。<sup>(9)</sup> 一五 また司祭はその六  
 分の一の油<sup>9)</sup> を己が左手に注ぎ入れ、一六 右手の指をその中に浸し、之を七  
 度主の尊前にそぐべし。<sup>(10)</sup> 一七 しかしてその左手にある油の殘餘は、之を潔  
 めらるる者の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾と、懲祭の爲に流し  
 たる血とに注ぐべし。<sup>(11)</sup> 一八 またその頭にも然すべし。<sup>(12)</sup> 一九 かくて主の尊前にて  
 その人の爲に祈り、また罪祭を獻ぐべし。<sup>(13)</sup> 次いで燔祭の犠牲を屠り、二〇 之れ  
 をその神酒と共に祭壇の上に置くべし、さらばその人正しく潔くならん。  
 二一 されど、その人もし貧しくして、その手にて前述の物を調うる能わずば  
 司祭をしておのが爲祈らしむるに、懲祭の爲に羔一頭、素祭の爲に麥粉十  
 分の一に油<sup>10)</sup> をかけたるもの、及び油六分の一を取り、二二 また山鳩二羽か、

○参照。體の右の部分の方  
 が貴いと思われていた。この儀式は、潔い旨を云い渡された人が、これから他の人々の仲間入りをして、聖所に入らせて貰えることを意味する。  
 9) 檻櫻の枝と同様に、油も平安と喜びとの象徴である

或は家鳩の雛二羽かを取るべし。この一羽は罪祭の爲、他の一羽は燔祭の爲なり。<sup>10)</sup> 三その人はおのが潔めの八日目に、これらのものを、證詞の幕屋の入口

七、一

にて主の尊前に、司祭に献ぐべし。<sup>三</sup>さて、司祭は愆祭の羔と、その六分の一の油とを受け取り、之と共に擧げ、<sup>11)</sup> 三五羔を屠りて、その血の一部を、潔めらるる人の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とに塗るべし。<sup>三六</sup>また油の一部をおのが左手に注ぎ入れ、三七右手の指をその中に浸し、之を七度主の尊前に

二・八。路二、二四。

九・二 11) 出二四を見よ。

そそぐべし。三八しかして愆祭の爲に血の流されし處にて潔めらる人の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とに、觸るべし。<sup>三九</sup>なお左手にある油の残餘は、之を潔めらる人の頭に注ぐべし、これその人の爲に主を宥め奉らんためなり。<sup>三〇</sup>その人はまた、山鳩、もしくは家鳩の雛を献ぐべし。<sup>三一</sup>一羽は愆祭の爲に、一羽は燔祭の爲に、それに伴う神酒と共に献ぐべし。<sup>三二</sup>これ即ち、おのが潔めの爲にすべてを調うること能わざる癩病者の献物なり。<sup>三三</sup>主またモイゼとアーロンとに告げて曰いけるは、<sup>三四</sup>「わが汝等に與えて所有地たらしめん

三五

とするカナアンの地に、汝等の到らん時、もし或家に癩あらば、<sup>12)</sup> 三五その家の主は往きて司祭に告げ、「我おもうに、わが家に癩の禍ある如し。」

三六

と云うべし。三六然る時は、司祭命じて、おのれがそこに入りて、之に癩ありやを見るに先立ち、すべての物をその家より運び出ださしむべし、これの家にある總べての物の穢れさらん爲なり。しかして後に入りてその家の癩を觀るべし。三七かくて、その壁に青くまたは赤く汚れたる小さき凹處ある如くにして、残りの壁の面より低きを見ば、三八その家の門を出でて、直に之を七日の間閉し、三九七日目に再び來りて、之を觀るべし。もしその癩の擴がれるを見出さば、四〇命じて、その癩ある石を取り除かしめ、市邑の外なる不淨の場に之を棄てしめ、四一その家の内部の周圍を削り取らしめその削り屑は、市邑の外なる不淨の場に之を撒き散らしめ、四二他の石を取除かれたるもの代りに置かしめ、その家を他の漆喰にて塗らしむべし。四三されどもし、石を取り除き、屑を削り去り、他の土にて之を塗りたる後

四三

<sup>12)</sup>家の癩とは何をさすのかわからない。多分硝石による侵蝕を云うのである。人間の癩病が家宅の癩と何の關係もなかつたことは確かである。兩方の間にはただいくらか外観の類似があつただけである。

四四

司祭入りて、その癩の再び發り、その壁に汚點の滿てるを認めなば、これ執拗き癩なれば、その家は不淨なり。<sup>四五</sup>されば、直に之を毀ち、その石、その材、及びすべての屑を市邑の外なる不淨の場に棄つべし。<sup>四六</sup>その家の閉されたる間に之に入る者は、暮まで不淨たるべし。<sup>四七</sup>またその中にて眠り、物を食う者は、その衣服を洗うべし。<sup>四八</sup>されどもし司祭入りて、塗りかえたる後その家に癩の擴がりおらざるを認めなば、そは癒えたるなれば、之を潔きものとなすべし。<sup>四九</sup>即ちその潔めの爲に、彼は雀一羽と杉材と紅の毛糸と、ヒソップとを執り、<sup>五一</sup>一羽の雀を土器の内、活ける水の上にて殺し、<sup>五二</sup>杉材とヒソップと、紅の毛糸と、生ける雀とを取りて、すべてを、殺したる雀の血と、活ける水との中に浸し、<sup>五三</sup>七度家にそそぐべし。<sup>五四</sup>かくして、雀の血、ならびに活ける水と、杉材と、ヒソップと、紅の毛糸とを以て、之を潔め、<sup>五五</sup>雀を野に放ち飛ばしめたる後、その家の爲に祈るべし。さらばそは、正しく潔くならん。<sup>五六</sup>これ即ち、あらゆる癩と瘡と、衣服と家との癩、<sup>五七</sup>瘢痕、吹出物、光る汚れたる處、さまさまに色の變れる處に就きての捉にして、<sup>五七</sup>之により、或物が潔きか潔からざるかを知るを得ん。

五七

五六五

五四

五三

五二

五五〇

四九

四八七

四六

四五

## 第十五章

他の穢れについて。

二 主 またモイゼとアーロンとに告げて曰<sup>のたま</sup>いけるは、<sup>1)</sup>イスラエルの子孫に告げて之に云え、<sup>2)</sup>精の漏出<sup>ろうしゆつ</sup>ある人は、不淨なるべし。<sup>3)</sup> 三 かして、穢<sup>けい</sup>らわしき體液<sup>たいえき</sup>、毎もその身に附<sup>つ</sup>き、溜<sup>たま</sup>るあらば、<sup>2)</sup> その人にはこの疾病<sup>やまい</sup>あるものと斷<sup>だん</sup>すべし。<sup>4)</sup> 四 その人の臥したる床<sup>とこ</sup>、その人の坐りたる所<sup>ところ</sup>は、いずれも皆<sup>みな</sup>、不淨なるべし。<sup>5)</sup> 五 人もしその床<sup>とこ</sup>に觸<sup>ふ</sup>れなば、おのが衣服<sup>ころも</sup>を洗うべし、しかして水<sup>みず</sup>もて身<sup>み</sup>を洗うとも、暮<sup>くれ</sup>まで不淨なるべし。<sup>6)</sup> 六 或<sup>ある</sup>人もしかの人の坐りたる處<sup>ところ</sup>に坐らば、その人もまたおのが衣服<sup>ころも</sup>を洗うべし、しかして水<sup>みず</sup>もて身<sup>み</sup>を洗うとも、暮<sup>くれ</sup>まで不淨なるべし。<sup>7)</sup> 七 その人の身に觸<sup>ふ</sup>れし者は、おのが衣服<sup>ころも</sup>を洗うべし、しかして水<sup>みず</sup>もて身<sup>み</sup>を洗うとも、暮<sup>くれ</sup>まで不淨なるべし。<sup>8)</sup> 八 かかる者、潔<sup>きよ</sup>人に睡<sup>つは</sup>をかけなば、その人はおのが衣服<sup>ころも</sup>を洗うべし、し

第十五章 <sup>1)</sup>以下の規定は人間の性生活における或る病的もしくは正常な事柄に關するものである。かかる事はそれ自體罪にならないが、天主はこれによつて人が律法上外面的には天主との交わりを中心とするようお定めになつたのである。  
<sup>2)</sup>粘液漏。

かして水もて洗うとも、暮まで不淨なるべし。<sup>九</sup>その人の乗りたる鞍<sup>3)</sup>は不淨なるべし。<sup>一〇</sup>またすべて精の漏出ある人の下に在りたる物は、暮まで不淨なるべし。それらの物の何かを携うる人は、おのが衣服を洗うべし。

しかして水もて洗うとも、その身は暮まで不淨なるべし。<sup>一一</sup>かかる者が豫め手を洗わずして觸れし人は、おのが衣服を洗うべし。しかして水もて洗うとも、暮まで不淨なるべし。<sup>一二</sup>かかる者が

を毀つべし。<sup>四)</sup>されど、木の器ならば、水もて之を洗うべし。<sup>一三</sup>この疾病に惱む者、もし瘡えなば、おのれの潔めの後七日を數え、その衣服を洗い

活ける水もて全身を洗うべし、さらば潔くならん。<sup>一四</sup>さて八日目に山鳩二羽か、もしくは家鳩の雛二羽を取り、證詞の幕屋の入口、主の尊前に來りて之を司祭に付すべし。<sup>一五</sup>司祭は一羽を罪祭の爲に、一羽を燔祭の爲に獻げ、その人の爲に、主の尊前に祈るべし。さらばその人、精の漏出より潔められん。<sup>一六</sup>人も添臥して精を漏らさば、その全身を水もて洗うべし、

<sup>3)</sup>「鞍」は「車の座席」とする方が正しい。「乗りたる」の原語は「坐したる」。

<sup>4)</sup>當時の人は

軸薬といいうものをおほとんど知らなかつた軸薬をかけない土器は、穢れに染まるので、いつまでも使えない。

されどその身は暮まで不淨なるべし。二七その人の着せる衣服、皮革は、水もて之を洗うべし、されどそは暮まで不淨なるべし。一八その人の添臥せる女、水もてその身を洗うべし、されど暮まで不淨なるべし。一九月毎に血のおりものある女は、七日の間離れあるべし。二〇彼女に觸るる者は、すべて暮まで不淨なるべく、二またその離れ居る間に、彼女が敷きて臥したるもの、及び上に坐りたるもののは、凡て不淨なるべし。二二彼女の床に觸るる者は、おのが衣服を洗うべししかして水もて自ら洗うとも、暮まで不淨なるべし。二三凡て彼女が上に坐れる器具に觸るる者は、おのが衣服を洗うべし、しかして水もて自ら洗うとも暮まで不淨なるべし。二四人もし女とその月經時に添臥せば、七日の間不淨なるべくその人の臥したる床は凡て穢るべし。二五女もし月經時の以外に血のおりものありて久しきに亘り、或は月經時の後にも血の下りることやまさるあらば、その病のある間、月經時の如く、不淨なるべし。二六彼女が臥したる床、彼女が上に坐れる器具は、凡て穢るべし。二七凡てこれらに觸るる者は、おのが衣服を洗い

5) 兩人  
共月經  
が終つ  
たと思  
つてし  
た場合  
である  
月經時  
と知り  
ながら  
すれば  
ながら  
すれば  
二〇・  
一八に  
ある規  
定によ  
つて殺  
される

水もて身を洗うべし、されど暮まで不淨なるべし。<sup>二八</sup>その血もし止まりて下りること已まば、彼女は潔めの爲ためになお七日を數うべし。<sup>二九</sup>しかして八日目におのれの爲、證詞の幕屋の入口にて、山鳩二羽か、もしくは家鳩の雛二羽を、司祭に献ぐべし。<sup>三〇</sup>司祭は一羽を罪祭の爲、一羽を燔祭の爲に獻げ、主の尊前にて彼女の爲、その不淨なるおりものの爲に祈るべし。<sup>三一</sup>されば汝等イスラエルの子孫に教えて、不淨に注意せしむべし、これ、彼等が彼等の中なるわが幕屋を穢したらん時、その穢れに死ぬことなからん爲なり。<sup>三二</sup>これ即ち精の漏出を患う者、及び添臥によりて穢れたる者、<sup>三三</sup>月經時に離れおる女、または絶えず血のおりものある女、及び之と臥せる人に關する捷<sup>あきて</sup>なり。』

## 第十六章

大司祭が聖所に入るべき時と方法—贖罪の祭。

アーロンの二人の子が、異火を獻げたる爲に殺されて死にたる後、<sup>(1)</sup> 主

の絶えず穢れぬよう用心していいないと、聖所に入るに必要な清潔を中心がけることも、とかく心やすい。

モイゼに語り、之に命じて曰ひけるは、「汝の兄アロンに告げよ、ノ櫃を覆える贖罪所の前の、幕の内なる聖所には、<sup>2)</sup> 時を分たず入ることなけれ、<sup>3)</sup> と。

これ、彼の死ぬることなからん爲なり。(そは、我、雲の中にて<sup>4)</sup> 神宣所の上に現るべければなり。)<sup>3)</sup> 即ち彼先ず次の如く爲さすば入るべからず。曰く、罪祭の爲に牡犢を、燔祭の爲に牡羊を献ぐべし。<sup>4)</sup> 彼は亞麻の上衣を纏い、亞麻の股引もて陰部を蔽い、亞麻の帶を締め、亞麻の頭帽を頭に戴くべし。<sup>5)</sup> これらは聖き衣服なれば、身を洗いたる後、すべて之を着くべし。

五次にイスラエルの子孫の全會衆より、罪祭の爲に牡山羊二頭を、燔祭の爲に牡羊一頭を取るべし。<sup>6)</sup> しかして牡犢を獻げて、自己の爲、おのが家の爲に祈りた

書第十章参照。——至聖所には。この規定の主要な理由は、第一、天主の現にましますこと。人間はその御前に隨意に出ではならぬ。第二、天主を畏れ敬うべきこと。天主は特にこの場所にましまし、不敬の罪は罰せずに置き給わぬ。——大司祭を除いては何びとも。大司祭でも年に一度しか聖所に入ることができなかつた。これは我らの大司祭キリストがその御受難によつて天の門を開き給うまで、何びとも天の聖所に入り得ないことを示すためであつた。

4)大方解釋者の説によれば、この雲はあとに記してある香を焚いて生ずる煙をさすと。——これは普通の司祭が痛悔と悲嘆との印になすべき服装である。

る後、<sup>6)</sup> 二頭の牡山羊を、證詞の幕屋の門口において、主の尊前  
に立たしめ、八その兩方に就きて籤を引き、一は主に獻ぐるもの  
一は追放の山羊<sup>7)</sup>たらしむべし。九主に獻げらるる籤に當りしも  
のは、之を主に獻げて罪祭となすべし。一〇されど追放の山羊たる  
べき籤に當りしものは、之を生きたるまゝ主の尊前に進め、之に  
對いて祈禱を誦え、之を荒野に放つべし。一一これら的事を滯りな  
く果したる後、牡犧を獻げ、自己の爲、おのが家の爲に祈りて之  
を屠<sup>8)</sup>るべし。一二しかして香爐を取り、之に祭壇の熾れる炭火を充  
満し、また手に調合せたる馨しき香を執り、幕の内なる聖所に入  
り、一三香を火に熏べたる時、その煙の雲が、證詞の上なる神宣所  
を蓋<sup>9)</sup>う如くなすべし、さらば彼は死ぬることなからん。<sup>10)</sup>一四彼  
また牡犧の血の一部を取り、おのが指もて之を東側なる贖罪所に  
向かいて七度そぞぐべし。一五かくて民の罪の爲に、牡山羊を屠り

<sup>6)</sup> 舊約の大司祭は、まず自分の罪の償いをしなければ、民のため天主に償いをすることもできなかつた。一<sup>7)</sup>アザゼル、すなわち天主に送らうもの。いわばこの山羊に民の罪を負わせて、これをサタンに渡すのである。この象徵的行爲は、民をその罪から救うことであらわすためで、贖罪の成就した日に罪は彼らから除かれたのであつた。一<sup>8)</sup>聖なる規定をないがしろにした罰として。

一六

一七

一八

二二。

一九

二三

たる後、その血を携えて幕の内部に入ること、牡犢の血に就きて命ぜられたる如くになし、之を神宣所に向かいてそそぎ、<sup>一六</sup>イスラエルの子孫の不淨とその違犯と、そのすべての罪とより、聖所を潔むべし。彼等の穢れたる住居の中、彼等の間に建てられたる、證詞の幕屋<sup>(9)</sup>に對しても、この典禮によりてなすべきなり。<sup>一七</sup>大司祭が自己とおのが家と、イスラエルの全會衆との爲に祈らんとて、聖所に入り行く時は、その出で來るまで、何人も幕屋の中に居るべからず。<sup>10)</sup> 一八さて、彼は主の尊前なる祭壇の許に出で來りなば、おのれの爲に祈り、牡犢と牡山羊との血を取りて、之をその周圍の角に注ぐべし。

一九また指にて七度振りかけ、イスラエルの子孫の不淨より之を贖い且聖むべし。二〇聖所と、幕屋と、祭壇とを淨めたる後、生ける山羊を献ぐべし。二し  
かして兩手をその頭におき、イスラエルの子孫のすべての不義と、すべての違犯と罪とを云いあらわし、これらをその頭に負わせんことを望みて、用意しあきたる人により之を荒野に追放つべし。<sup>11)</sup> 二三その山羊、彼等のすべての

<sup>(9)</sup> 大司祭は至聖所から出て來た後、聖所にも同様に、「潔め」を行ふべしといふのである。

10) 路一・

11) そこでこの山羊が野獸に喰い裂かれ、負わされた罪

不義を人なき地に負ひ行き、荒野に追放されたる後、<sup>のち</sup>アーロンは證詞の幕屋の内に歸るべし。しかして前に聖所に入りし時着しいたる衣服を脱ぎ、之をそこに遺しあき、<sup>二四</sup>聖所にてその身を洗い、<sup>12)</sup>おのが衣服を着るべし。かくて出で來りて、おのれと、民との燔祭を献げたる後、<sup>のち</sup>おのが爲、ならびに民の爲に祈るべし。<sup>二五</sup>かつ、罪祭の爲に獻げられたる脂肪を、祭壇の上にて焚くべし。<sup>二六</sup>さて、かの追放の山羊を放ちし者は、水にておのが衣服と身とを洗い、しかる後陣に入るべし。<sup>二七</sup>また、罪祭の爲に屠りて、贖罪を果さんと、その血を聖所に携え入りたる牡犢と牡山羊とは、之を陣の外に携え出だし、その皮も肉も糞も、火にて焼くべし。<sup>13)</sup>しかしして之を焼きたる者は何人と雖も、水にておのが衣服と身とを潔い、しかる後陣に入るべし。<sup>二八</sup>以下は汝等の永久に守るべき規定たるべし。即ち第七月來らば、その月の十日に、汝等身を苦しめ、何の業をもなすべからず、そは自己の國の者たると、汝等の中に寄留まれる他國の者たるとを問わざるなり。<sup>14)</sup>この日にこそ、汝等の贖罪と、その諸々の罪の

の罰を受ける

ようになに觸れて穢れ

たから

三・一  
13)來一

14)本二  
三・二  
七、二  
八。

潔めとをなして、汝等主の尊前に淨めらるべけれ。三一そは、憩うべき安息日なればなり。汝等恒に守るべき法によりて、身を苦しむべし。三二油を塗られ父に代りて司祭の職務を行わん爲にその手を聖別められたる司祭、贖罪をなすべし。<sup>15)</sup> しかして彼は亞麻の下衣、聖き衣服を着るべし。三三かくて彼は聖所、證詞の幕屋、ならびに祭壇を、また司祭等と凡ての民とをも贖うべし。

三四イスラエルの子孫の爲、またそのすべての罪の爲、年に一度祈ること、これ、汝等の永久に守るべき規定なり。」されば、彼は主がモイゼに命じ給える如くに爲しぬ。

<sup>15)</sup>大司祭の特別な役割、及び贖罪祭の日にそ  
の行うべき儀式の概略。

## 第十七章

供物はただ幕屋の門口においてのみ献ぐべきこと一血の禁制。

一主またモイゼに告げて曰いけるは、「アーロンとその子等、ならびにイスラエルのすべての子孫に告げて之に云え、『主の命じ給える御言は是の如し、曰く、<sup>三</sup>凡てイスラエルの家の人にして、牛、或は羊、もしくは山羊を、陣の内、または陣の外にて屠

り、<sup>1)</sup> 幕屋の門口にて主に供物を獻げざる者は、血の責を負うべし。彼は血を流したる者の如く、その民の中より剪除かるべきなり。<sup>2)</sup> 五 さればイスラエルの子孫は、その野にて屠らんとする犠牲を、司祭の許に奉き来るべし、これ、それらが証詞の幕屋の門口の前にて、主に對して聖とせられん爲、彼ら等がそれらを和祭の牲として主に屠り獻げん爲なり。六 司祭は証詞の幕屋の門口にある主の祭壇にその血を注ぎ、その脂肪を焚きて、主に對する馨しき香たらしむべし。七 しかして彼等は、姦淫かんいん したる<sup>3)</sup> 惡鬼<sup>4)</sup> に、この上犠牲を獻ぐべからず。

これ、彼等とその後裔とのいつまでも守るべき規定なり。八 汝また彼等に云うべし、『イスラエルの家人、及び汝等の中に寄留まれる他國の人、燔祭もしくは犠牲<sup>5)</sup> を獻ぐるに九 之を證詞の幕屋の門口に奉き來りて主に獻げずば、その人

## 第十七章

<sup>1)</sup>個人的屠殺は

荒野にいた間には、すべて聖幕屋の前庭で行わなければならなかつた。この掟はなお依然として行われていた人知れず犠牲を獻げることをとどめるためであつた<sup>2)</sup> 選民の受ける祝福を失う<sup>3)</sup> 出三四・一五参照。

<sup>4)</sup>昔の異教國民のあるもの頃は時々、自分らの食用に供すべき獸を、偶像に獻げることを實行していた。この規定はそういう惡習を絶滅するためである。

<sup>5)</sup> その他の犠牲。

一。はその民たみの中より除のぞかるべし。二。凡てイスラエルの家のいえ人ひと、及および彼等かれらの中に寄留とどまれる他國よそじの人ひとにして、血ちを食くらう者ものあらば、我われはその人ひと<sup>6)</sup>にわが顔かおを背そむ向むけて、之これをその民たみの中より剪除のぞくべし。三。そは、肉にくの生命いのちは血ちにあればなり。わが之これを汝等なんじらに與あたえたるは、汝等なんじらをして之これを以もつて祭壇さいだんの上うえにて汝等なんじらの靈魂たましいの爲ために贖罪あぶないをなさしめん爲ため、血ちをして靈魂たましいの贖罪あがないたらしめん爲ためなり。四。さればこそ我われはイスラエルの子孫こらに云いえるなれ、汝等なんじらの中うちまた汝等なんじらの中に寄留とどまれる他國よそじの人ひと中うち誰かれも血ちを食くらうべからず。五。と。三。凡てイスラエルの子孫こらの中うち及び汝等なんじらの中うちに寄留とどれる他國よそじの人ひとの中に、狩獵かりまたは網あみによりて、食くらい得きる獸けものまたは鳥とりを獲とりたる者ものあらば、その血ちを注そそぎ出し、土つちもて之これを掩おさうべし。六。そはすべての肉にくの生命いのちは血ちにあればなり。さればこそ我われはイスラエルの子孫こらに云いえるなれ、汝等なんじらはいかなる

6) 原語 *adima* 靈魂。  
 7) 血ちを食くらすることは律法で禁じられていた。一つには天主がそれを生命の主に獻げるものとして、またキリストの御血ちの象りとして、祭壇上の供犠用に、御自分のため取りのけておかれたからであり、一つには人々に血ちを流すことを恐れさせるためであつた。創九・四、五、六参照。一。申一二。二三。一。こうするのは人々に使わせず、且踏まれて穢けいされないようにするためである。

肉の血をも食うべからず、そは肉の生命は血にあれ

ばなり、凡て之を食う者は除かるべし。——と。<sup>10)</sup>

自ら死にたるもの、または野獸に捕えられたるもの食う人は、汝等の國の者たると他國の者たるとを問わず、水もてその衣服と身とを洗うべし、暮までは穢れてあるべきも、<sup>11)</sup>かくの如くにして潔くならん。——されどその人もしその衣服とその身とを洗わすば、<sup>12)</sup>その罪<sup>13)</sup>を負うべし。』

## 第十八章

近親間の結婚、及び不自然なる享樂の禁止。

主モイゼに告げて曰いけるは、『イスラエルの子孫に告げて汝之に云うべし、我は主汝の天主なり。』

<sup>10)</sup>創九・四。本七・二六。——かくも嚴かに命ぜられたこの掟は、いつもユデア人の心に深く刻まれていて、彼らは

現代まで依然忠實に之を守つてゐる。

キリスト教の初の頃における、血や絞殺した獸を食すべからずという暫定的禁令も、ここから出た。徒一五・二〇、二九。二一・二五参照。——かかる肉は不淨と思われ、ただ犬の食物にしかしなかつた。——<sup>12)</sup>この潔めの外に罪祭が必要であつた。——<sup>13)</sup>罪と共にその結果をも。

## 第十八章

始と終、大概の文章、及び最後の部分には、封印の如く、「我

三

三 汝等はその住みおりしエジプトの國の習慣に従いて事を爲すべからず、また、わが汝等を導きて入らしめんとするカナアンの國風にも倣いて行うべからず。またその則<sup>の則</sup>に従いて歩むべからず。四 汝等わが命する所を行い、わが捉を守り、之によりて歩むべし。我是主、汝の天主なり。五 わが法、わが定めを守れ、人もし之を爲さば、之によりて生くべし。<sup>3)</sup> 我は主<sup>4)</sup>なり。六 何人も己に血の近き女に近づきて、その陰部を露すべからず。七 我は主<sup>5)</sup>なり。汝の父の陰部及び汝の母の陰部は之を露す<sup>6)</sup>べからず。彼女は汝の母なり、その陰部を露すべからず。八 汝の父の妻<sup>7)</sup>の陰部は之を露すべからず、

は主汝らの天主なり。」といふ形の文がついているが、それで以て天主がこれらの掟の遵守を熱く望まれ、またそれらが選民の維持ならびに司祭階級の純潔に關するものであることがわかる。一の自然的道德法及び天主の御掟に背いているから。二のこの世においても後の世においても。三の結二〇・一一。羅一〇・五。加三・一二。五) 正當な結婚をした者も、しない者も。ここに禁じられている結婚、殊に、母、娘、姉妹とのそれは、東方の數國一例えればメヂア、ペルシヤ、インド、エチオピアなど一では差支えないものと思われていた。姉妹との結婚は、エジプトではごく普通のことであった。一の性交を意味する語句。のここでは一夫多妻を前提としており、妾をも含む。もしくは父が前妻の死後新たに妻を娶つたものとしてある。

そは汝の父の陰部なればなり。九汝の父による、もしくは汝の母による汝の姉妹の陰部は之を露すべからず、その家内にて生れると、家外にて生れたるとを問わざるなり。一〇汝の息子の娘、または汝の娘の娘の陰部は之を露すべからず、そは汝自身の陰部なればなり。一一汝の父の妻が、汝の父に生みたる娘、即ち汝の姉妹たる者の陰部は、之を露すべからず。一二汝の父の姉妹の陰部は、之を露すべからず。二三汝の父の姉妹の陰部は、之を露すべからず。彼女は汝の父の肉なればなり。二四汝の叔父の陰部は之を露すべからず、またその妻に近づくべからず、彼女は汝は汝と縁に繋がればなり。二五汝の媳の陰部は之を露すべからず、彼女は汝の息子の妻なればなり。汝その恥すべき所を顯すべからず。二六汝の兄弟の妻の陰部は之を露すべからず、そは汝の兄弟の陰部なればなり。二七汝の妻とその娘との陰部を露すべからず。汝、その息子の娘、またはその娘の娘を取りて、その恥すべき所を露さんとすべからず、彼等は汝の妻の肉

8) 嫁婚制  
は例外。

申二五・  
五以下參照。

9) 自分の妻が前の夫との間に儲けた子である娘と結婚したり、性交したりするのは大罪である。

一八

にして、かゝる交媾<sup>まじわ</sup>は近親相姦<sup>きんしんそうかん</sup>なればなり。<sup>10)</sup>  
 一八 汝の妻の姉妹<sup>なじみ</sup>を取りて妾<sup>そばめ</sup>となすべからず。また妻<sup>つま</sup>のなお生きおる間に、<sup>11)</sup>その姉妹<sup>なじみ</sup>の陰部<sup>かくしどころ</sup>を露すべからず。一九月經<sup>つきのも</sup>ある婦女<sup>あんな</sup>に近づくべからず、

またその恥すべき所<sup>は</sup>を露すべからず。<sup>12)</sup>二〇汝の隣<sup>となり</sup>人の妻と交わり、精の混合によりて己が身を穢す

べからず。三一汝の胤<sup>たまご</sup>をモロク<sup>13)</sup>の偶像<sup>ぐらざら</sup>に献げんと付すべからず、また、汝の天主<sup>なんじてんしゅ</sup>の名を汚すべからず。我<sup>われ</sup>は主<sup>しゆ</sup>なり。<sup>14)</sup>三二汝<sup>なんじ</sup>、女子と臥す如く男子と臥すべからず、そは憎むべきこと<sup>15)</sup>なればなり。

三三汝<sup>なんじ</sup>、畜獸<sup>けもの</sup>と交わり、それによりて己<sup>おの</sup>が身を穢すべからず。婦女<sup>おんな</sup>も亦畜<sup>まだりもの</sup>と臥して之と交合するべからず、そは罪惡<sup>さいあく</sup>なればなり。三四すべてこれらのこと

<sup>10)</sup>直系の血族、直系の姻族は何等親でもまた傍系の親族は一等親まで、この掟の禁する所。これを破ると近親相姦として死刑を以て罰することになつていた。

<sup>11)</sup>されば妻の死後その妹妹を娶るのは許されていたのである。一<sup>12)</sup>本一五・一九一二四参照。月經の時には夫婦の務を要

求することが禁じられる。一<sup>13)</sup>モロタはカナアン人の崇める神々の一つ。これはおもに小兒を人身御供に献げた。モロクの神像は人身牛頭である。その伸ばした兩手の上に、犠牲の幼兒をのせ、それから像の内部に隠してある烈々たる炭火の中に落す。この儀式を稱して「火の中を通す」もしくはただ「通す」と云つた。

<sup>14)</sup>本二〇・二。一<sup>15)</sup>男色。一<sup>16)</sup>獸姦。エジプトやカナアンではかなり廣く行われていた。

によりて汝等の身を穢すなれ、わが汝等の前に追いはらわんとする、諸々の

國民は之によりて穢れ、<sup>二五</sup>その地も亦之によりて穢れたり、我<sup>われ</sup>はその罪惡を罰<sup>はつ</sup>

して、その地をしてそこに住める人々を吐き出さしめん。<sup>二六</sup>汝等、わが法、わ

が規定を守り、これら諸々の憎むべき事を一つもなすなれ。汝等の自國の人

も、汝等の中に寄留まれる他國の人も、之をなすなれ。<sup>二七</sup>そは、汝等の前に

在りしこの地の住民は、これら諸々の憎むべき事を爲して、その地を穢したれ

ばなり。<sup>二八</sup>されば用心せよ、汝等もかくの如き事をなさば、恐らくはこの地

汝等の前に在りし國民を吐き出せし如く、汝等をも亦、同じく吐き出さん。

凡てこれら憎むべき事のいすれかを行ふ人は、その民の中より剪除かるべし。

云。わが訓誡を守れ。汝等の前に在りし人々の爲したる事等を爲すなれ、また

之によりて己が身<sup>17</sup>を穢すなれ。我<sup>われ</sup>は主汝等の天主なり。」

17) 天主の御談話はその終も始と同じく断固たる調子を帶びている。

## 第十九章

十誠の詳説。

主モイゼに告げて曰<sup>のたま</sup>いけるは、<sup>1)</sup>イスラエルの子孫の全會衆に告げて、汝<sup>なんじこれ</sup>に云<sup>い</sup>うべし、<sup>2)</sup>「主汝等の天主なる我<sup>われ</sup>は聖なるにより、汝等も亦聖<sup>またせい</sup>なれ。<sup>1)</sup>」<sup>3)</sup>何人も皆、その父とその母とを畏れよ。わが安息日<sup>あんそくじつ</sup>を守<sup>ま</sup>れ。<sup>2)</sup>我<sup>われ</sup>は主、汝等の天主なり。<sup>4)</sup>汝等偶像<sup>おぞ</sup>を恃むなかれ、また已<sup>おの</sup>が爲<sup>ため</sup>に偽神<sup>かみがみ</sup>を鑄造<sup>いな</sup>すなかれ。<sup>3)</sup>我<sup>われ</sup>は主、汝等の天主なり。<sup>5)</sup>汝等主<sup>おの</sup>の御<sup>み</sup>意に適<sup>こころ</sup>わんとて、和祭<sup>わさい</sup>の犠牲<sup>いけにえ</sup>を之に獻<sup>こ</sup>ぐる時は、<sup>6)</sup>六<sup>六</sup>之<sup>これ</sup>を屠<sup>ほふ</sup>りたる日とその翌日<sup>よくじつ</sup>とに食<sup>くら</sup>うべし。しかして三日目まで残れるあらば、之を悉く火<sup>ひ</sup>もて焼<sup>や</sup>くべし。<sup>7)</sup>人もし一日<sup>か</sup>の後に之<sup>これ</sup>を食<sup>くら</sup>わば、彼<sup>かれ</sup>は穢<sup>けが</sup>れたる者にして、不敬<sup>ふけい</sup>の罪<sup>つみ</sup>あり、<sup>8)</sup>その咎<sup>とが</sup>を負<sup>お</sup>うべし。そは、主<sup>しゆ</sup>の聖<sup>とう</sup>き物<sup>もの</sup>を穢<sup>けが</sup>しきたればなり。よりてその人は民<sup>ひと</sup>の中より除<sup>うしな</sup>かるべし。<sup>9)</sup>汝<sup>なんじ</sup>その地<sup>ち</sup>の穀<sup>うち</sup>物<sup>もの</sup>を刈<sup>か</sup>る時は、<sup>10)</sup>田畠<sup>たばた</sup>の面<sup>おもて</sup>を地肌<sup>ちはだ</sup>まで刈取<sup>かりと</sup>るべからず、また汝<sup>なんじ</sup>、遺<sup>お</sup>ち

第十九章 ①天主の聖なることは萬徳の基礎。一本一・四四。彼前一。一六。②十誠中の第四と第三。

③天主の第一誠より。④犠牲に献げた物を普通の食物のように食べたり。⑤隣人に對する博愛または正當の義務若干を下に述ぶ。

一〇たる穂を拾うべからず。<sup>6)</sup> 一〇汝また、その葡萄園にて、落ちたる房や果を拾うべからず、之を遺しおきて、貧しき者と旅人に取らしむべし。我は主、汝等の天主なり。<sup>7)</sup> 汝盜むべからず。汝偽るべからず、また何人もその隣人を欺くべからず。<sup>8)</sup> 汝、わが名によりて、偽り誓うべからず、また汝の天主の名を瀆すべからず。<sup>9)</sup> 我は主なり。<sup>9)</sup> 汝、隣人を讒訴るべからず、また之を非道に虐ぐべからず。汝の傭人の賃銀<sup>10)</sup> を翌朝まで汝の許に留め置くべからず。<sup>11)</sup> 汝、聾者を惡口すべからず、また盲者の前に躡く物を置くべからず。主汝の天主を畏るべし。<sup>12)</sup> 我は主なればなり。<sup>13)</sup> 汝不義を行ふべからず、また不義を以て裁くべからず。<sup>14)</sup> 貧しき者に偏り與すべからず、また、權力ある者にも片巣負すべからず。<sup>14)</sup> 正義に從いて汝の隣人を審

<sup>6)</sup> 本二三・二二。得第二章以下参照。<sup>7)</sup> 天主の第七第八兩誠。<sup>8)</sup> 天主の第二誠。<sup>9)</sup> 出二〇。七。一<sup>10)</sup> 労銀。一<sup>11)</sup> 労働者は大抵報酬として現物を支給され、それによつて生活しなければならなかつたので、その報酬を毎日拂わせるのである。十集一〇。六。申二四・一四。土四・一五。<sup>12)</sup> 主は不當なることに報い給うが故に。<sup>13)</sup> これは裁判者に對して云われた言葉。次節は告訴者及び證人に對して云われた言葉。<sup>14)</sup> 誤つた同情から貧者の肩をもつてもならず、畏怖または不當なひいき心から有力者の肩をもつてもならぬ。

一六 判くべし。<sup>15)</sup> 一六 汝、民の中にありて讒謗者、または密告者。

たるべからず。汝の隣人の血を流さんと企つべからず。<sup>16)</sup> 我

は主なり。一七 汝、心の中に汝の兄弟を憎むべからず、却つて

人前にて之を戒めよ、これ、汝が彼によりて罪を招かざらん

爲なり。<sup>17)</sup> 一八 復讐を求むるなけれ、また汝の邑の人の侮辱を

心に留むるなけれ。汝の友を<sup>18)</sup> 自己の如く愛すべし。我は

主なり。<sup>19)</sup> 一九 汝等わが撻<sup>おきて</sup>を守れ。汝、おのが家畜を異なれる

種類の畜獸と交尾わらしむべからず。<sup>20)</sup> 汝、おのが畑に種々

の種子を蒔くべからず。汝、二種の糸もて織りたる衣服を着

るべからず。二〇 人もし、奴隸にして結婚<sup>トツフ</sup>ぎ得べき婦女の、未

だ値<sup>あたい</sup>もて贖<sup>あがな</sup>われず解放<sup>はな</sup>たれざると共に臥して肉交<sup>にくのまじわり</sup>をなさば

その兩人を鞭<sup>ふたり</sup>うつべし、されど殺すべからず、そは自由なる

婦女ならざればなり。<sup>21)</sup> 二二さて、その男は證詞の幕屋の入口

15) 申一・一七。一六・一九。

箴二四・二三。雅二・二。

16) これは不當な意圖を抱いて裁判者から被告に死刑の

宣告を下させようとする偽

證人に對する言葉のようである。—17) 約壹二・一一。

三・一四。集一九・一三。一八・一五。路一七・三。

18) ヘブレオ語聖書では「隣人を」。—19) 簡五・四三。路

六・二七。羅一三・九。

20) 自然界に存するかような秩序は尊重しなければならぬ。—21) その許嫁が自由の身であると、罪人は兩方共死刑に處せられた。

にて、主に愆祭として、<sup>22)</sup> 牡羊<sup>ヒツヒ</sup>を献ぐべし。ニニしかして司祭はその人の爲、その罪の爲、主の尊前に祈るべし。さらば主彼に恩寵<sup>めぐみ</sup>を垂れ給い、その罪赦<sup>つみゆる</sup>されん。<sup>23)</sup> 汝等かの地

に到りて果樹<sup>くだもののはき</sup>を植えなば、その初生<sup>はつなり</sup>を取り去るべし。<sup>24)</sup>

その生れる果實<sup>み</sup>は、汝等<sup>なんじら</sup>にとりて不淨<sup>ふじょう</sup>なるべし。されば汝等之<sup>これ</sup>を食うべからず。<sup>25)</sup> されど四年目には、そのすべての

果實<sup>み</sup>を、主の讚美<sup>たよえ</sup>の爲に、聖物<sup>きよきもの</sup>として獻ぐべし。<sup>26)</sup>

て五年目には、汝等<sup>なんじら</sup>その生りし果實<sup>み</sup>を集めて食うべし。我<sup>われ</sup>は主汝等<sup>なんじら</sup>の天主なり。<sup>27)</sup> 汝等何<sup>なんじらなど</sup>をも血<sup>ち</sup>と共に食うべから

ず。汝等ト笠<sup>かんじらうらない</sup>をなすべからず、また薺<sup>ゆづ</sup>を宛<sup>あて</sup>にすべからず。

また汝等頭髮<sup>なんじらかみのけ</sup>を圓く剪る<sup>まる</sup><sup>28)</sup> べからず、また鬚<sup>ひげ</sup>を剃る<sup>そ</sup>べからず。二八汝等死者<sup>なんじらししゃ</sup>の爲におのが肉<sup>み</sup>に切傷<sup>きず</sup>をつくべからず、また自身に刺文<sup>はりも</sup>、入墨<sup>いれすみ</sup>をなすべからず。<sup>29)</sup> 我<sup>われ</sup>は主なり。

22) ヘブレオ語聖書では「償いのため」。— 23) 原語「包皮」。男の子がその包皮を切り去らぬ内は不淨であるよう、果實も三年たたぬ内は不淨である。— 24) 感謝祭や犠祭に用いられる。これら

の祭の供物は、レヴィイ人、貧者、寡婦、孤兒などに分配された。— 25) 頭の頂の毛だけを中央に残すように。ヘロドトウスによれば、アラビア民族のあるものが、その神オロタルを崇めるためにこうしたと。— 26) 自然に反して體を損うこととを禁する二つの掟。前者は東方諸國の人々が死者を悼んで、腕、手、額などに搔き傷、切り傷をつけるような仕方をさす。次にある入墨

二九  
三〇  
三一  
三二  
三三  
三四  
三五  
三六  
三七

三九 汝の娘を娼婦となすなかれ、<sup>27)</sup> 恐らくは國汚れて、呪うべき罪に充满  
ちん。三〇 汝等わが安息日を守り、わが聖所を畏るべし。我は主なり。

三九 汝の娘を娼婦となすなかれ、<sup>27)</sup> 恐らくは國汚れて、呪うべき罪に充满  
ちん。三〇 汝等わが安息日を守り、わが聖所を畏るべし。我は主なり。  
三一 魔術者に迷うなけれ、また、占者に物を聞いて、之に汚さるるなか  
れ。我は主、汝等の天主なり。  
三二 身を敬い、主汝の天主を畏れよ。<sup>28)</sup>  
三三 我は主なり。他國の人汝等の國に  
住み、汝等の中に寄留まらば、之を責むるなかれ。<sup>29)</sup>  
三四 却つて彼をして  
三五 國を同じうする者の如く、汝等の中に居らしめ、之を己の如くに愛すべ  
し、汝等もエジプトの國に客たりしが故なり。我は主汝等の天主なり。  
三六 不義をなすことなかれ。<sup>30)</sup> 衡を義しからしめ、重りを正確ならしめ、  
三七 地より導き出したる、主汝等の天主なり。わがすべての徳とわがすべ  
ての規定とを守りて之を行え。我は主なり。」

の禁止は、天主の創造されたもの尊重させるため。<sup>1)</sup> 異教の或る民は、これを善い事とさえ考えている。この禁令は特に常業の娼婦を主眼としている。  
28) 老人を天主と見なして、之を見なして、之を敬う。<sup>29)</sup> 出二二・二九。  
30) 本十四章註五参照。

種々の罪に對する制裁。

## 第二二十章

一 主（しゆ）またモイゼに告げて、曰（い）いけるは、「汝（女）、イスラエルの子孫（こら）に、  
かく云（い）うべし、クイスラエルの子孫（こら）の中（うち）、またはイスラエルに住（す）まれ  
る他國（よそごく）の人（ひと）の中に、その子をモロクの偽神（かみ）に獻ぐる人（ひと）あらば、彼は死  
すべし。國（くに）の民（たみ）之に石を擲（なげ）つべし。<sup>1)</sup> 二 我またわが顔を彼に背（そむ）向け、そ  
の民（たみ）中より之を剪除（ひざ）かん。そは、彼、その子をモロクに獻（ささ）げて、わ  
が聖所（せいじょ）を穢（けが）し、わが聖き名を瀆（けが）したればなり。<sup>2)</sup> 三 國（くに）の民（たみ）、もし怠りて  
わが命を重んぜざる如くにし、子をモロクに獻（ささ）げし人（ひと）を寬恕（ゆる）して、之（これ）  
を殺（ころ）さんとせずば、五 我、わが顔をその人及びその家族（やから）に背（そむ）向け、彼  
ならびに彼と心を同じうして、モロクと姦淫（かんいん）する<sup>3)</sup> すべての者を、そ  
の民（たみ）中より剪除（ひざ）かん。六 魔術者（まじゅつしゃ）、七 占（うらない）者に迷い、彼等と姦淫（かんいん）する人（ひと）  
は、我、わが顔をその人に背（そむ）向け、之をその民（たみ）中より除（のぞ）かん。八 自

## 第二十章

1) 投石の刑は當時ユダヤ人の間で最も普通に行われた死刑方法であつた。これは誰にでも思ふ存分大粒の石を罪人に投げつけさせてこれを殺すのである。一本一八・二一。二出三四・二五参照。三本

己を聖ならしめ、汝等聖かれ。そは我、主汝等の天主なればなり。<sup>4)</sup> 八わが掟を守りて之を行え。我は汝等を聖ならしむる主なり。<sup>5)</sup> 九おのが父または母を呪詛う者は、死すべし。おのが父または母を呪詛いたる者は、その血自己が上に歸すべし。<sup>6)</sup> 一〇人もし他人の妻を犯し、おのが隣人の妻と姦淫を行わば、姦夫姦婦共に死に處せらるべし。<sup>7)</sup> 二人もしその繼母と臥しその父の恥すべき所を露さば、兩人共に死に處せらるべし。<sup>8)</sup> 彼等の血は彼等の上にかゝれよかし。三人もしその子の妻と臥さば、兩人共に死すべし。そは、彼等罪惡を犯したればなり。彼等の血は彼等の上にかかれよかし。三一人もし婦女とする如く男子と臥さば、兩人は憎むべきことを行いしなり、死に處せらるべし。彼等の血は彼等の上にかかれよかし。<sup>9)</sup> 四一人もし娘を娶りし上に、その母を娶らば、これ、罪惡を犯した

<sup>4)</sup> 彼前一・一六。<sup>5)</sup> 本一一。四四参照。<sup>6)</sup> こういうひどい忘恩の子は自ら己が死の責任を負うべきである。<sup>7)</sup> 出二一・一七。箴二〇・二〇・瓊一五・四。可七・一〇。申二二・二二。約八・五。<sup>8)</sup> 近親相姦その他不自然な淫行にかく嚴重な罰が必要であったのは、一つにはかかる所行が異教徒の間で盛んであつたので、見せしめにするためと、二つにはそういう所行から神々を崇めるようになり、従つて天主に背き罪を犯すに至ることが珍らしくなかつたからである。<sup>9)</sup> 本一八・二二。

るなり。<sup>10)</sup> 彼は彼等と共に、生きながら焼かるべし。かくも大いなる罪は汝等の  
の中に残しあくべからず。<sup>二五</sup> 獣、または家畜と交合わる者は死すべし。その畜

獸もまた、汝等之を殺すべし。<sup>一六</sup> 畜獸の下に臥す婦女は、それと共に殺さるべし。彼等の血は彼等の上にかかるよかし。<sup>11)</sup> 一人もしおのが姉妹、<sup>12)</sup> 即ちおの

が父の娘、またはおのが母の娘を取りて、その陰部を見、彼女はおのが兄弟の陰部を見たりとせば、これ憎むべきことを犯したるなり。彼等はその民の眼前にて殺さるべし、そは互に相手の陰部を見たればなり。されば、彼等その不義を負うべし。<sup>13)</sup> 一人もし月經ある婦女と臥して、その陰部を露し、彼女おのが血の源泉を開かば、兩人共にその民の中より除かるべし。<sup>一九</sup> 汝、母方の叔母、または父方の叔母の陰部を露すべからず。これを爲す者は、おのが骨肉の恥すべき所を顯するものにして、兩人共にその不義を負うべし。二人もしその父方の叔父の妻、またはその母方の叔父の妻と臥して、近親の恥すべき所を顯さば、兩人共にその罪を負うべし。彼等は子なくして死せん。<sup>14)</sup> 三 おの

<sup>10)</sup> 本一八・一七参照

<sup>11)</sup> 本一八・二三。

<sup>12)</sup> 异父

異母の姉妹。

<sup>13)</sup> 本一八・六。

<sup>14)</sup> 天主の御攝理によつて子が生まれない

が兄弟の妻を娶る者は、不法なる事を爲すなり。彼はその兄弟の陰部きょうだいひんぶつを行ふ顯したるなり。彼等は子なかるべし。三三わが捉つかとわが規定とを守りて、之を行え。これ、汝等の入りて住むんとする地が、汝等をもまた吐き出はげださざらん爲なり。三三わが汝等の前に追お拂はらわんとする國民の接あわせに従したがいて歩あゆむなかれ。彼等は凡てこれら的事をなしたれば、我は彼等を憎みしなり。三四されど我は汝等に云う、わが汝等に世襲よつしとして與えんとする彼等の地、乳と蜜との流るる地ちを獲えよ、我は主、汝等の天主にして、汝等を他の民より別ちたる者なり。<sup>15)</sup>三五されば汝等もまた、畜獸の潔きよきを潔からざるより別て。わが汝等に不淨なるものとして示したる鳥の潔きを潔からざるより別て。わが汝等に不淨なるものとして示したる畜獸、または禽鳥、その他地に動く物を以て、自身を穢けがすなかれ。三六汝等わが爲に聖なる者となるべし、そは主なる我、聖なる者にして、汝等をわがものたらしめん爲に、他の民より別ちたればなり。<sup>16)</sup>三七口寄の靈くちよき、もしくはト籠うらわいの靈れいの憑れる男、または女は死に處せらるべし。即ち之に石を擲なげう

かへ聖大グレゴリオの説、もしくは生まれても正當の子と認められないかへ聖アウグスチノの説)。—<sup>15)</sup>天主はヘブレオ人はヘブレオ人が非常に聖に生きなければならぬ有力な動機を説き給う。—<sup>16)</sup>彼前一・一六。

つべし。彼等の血は、彼等の上にかかるよかし。<sup>(17)</sup>』

申一八・一一。母上二八・七。

## 第二十一章

司祭に關する規定。

一　主<sup>レジ</sup>またモイゼに曰<sup>のたま</sup>いけるは、「アーロンの子なる司祭等<sup>たち</sup>に告げて、汝<sup>なんじ</sup>之<sup>これ</sup>に云<sup>い</sup>うべし、『司祭たる者は、その民<sup>さみ</sup>の死に際<sup>さい</sup>して不淨<sup>ふじょう</sup>を招<sup>まね</sup>くべからず。<sup>(1)</sup>』但し、血<sup>ち</sup>のつながりある者<sup>ものおよ</sup>及び近き者<sup>ちか</sup>のため、即ち父<sup>おやぢ</sup>、母<sup>は</sup>、息子<sup>むすこ</sup>、娘<sup>むすめ</sup>、また兄弟の爲<sup>きようたい</sup>のため、三處女<sup>おとめ</sup>にして夫<sup>おつと</sup>を有たざる姉妹<sup>しまい</sup>の爲<sup>ため</sup>ならば、この限り<sup>かぎ</sup>にあらず。<sup>(2)</sup>』四　されど彼<sup>かれ</sup>は、その民<sup>たみ</sup>の王伯<sup>おと</sup>の爲<sup>ため</sup>にすら、おのが身<sup>み</sup>を不淨<sup>ふじょう</sup>ならしむる事を爲<sup>な</sup>すべからず。

五　また彼等<sup>かれら</sup>はその頭<sup>かしら</sup>も、鬚<sup>ひげ</sup>も剃<sup>そ</sup>るべからず、またその身<sup>み</sup>に切傷<sup>きりきず</sup>を付くべからず。<sup>(3)</sup>六　彼等<sup>かれら</sup>はその天主<sup>てんしゆ</sup>の爲<sup>ため</sup>に聖<sup>せい</sup>なるべく、その御名<sup>みな</sup>を瀆<sup>けぶ</sup>すべからず。そは、彼等<sup>かれら</sup>主<sup>しゆ</sup>の香<sup>こう</sup>を献<sup>さ</sup>げ

第二十一章 1) 尸體に觸れると、  
レヴィ人の身は穢れる。(民六・  
六。一九・一一一九。) わが國  
でも佛教徒や神道信者が葬式をし  
て歸宅後、鹽と水とで身を淨める  
ことがあるのを思い合せよ。

2) 司祭の妻はここに舉げてないが  
擧げてある人々よりも司祭と親し  
い關係にあるから、もちろんこの  
中に含まれているのである。

3) 本一九・二八参照。

七

げ、その天主のパンを献ぐればなり。されば彼等は聖なるべし。<sup>七</sup>彼等は汚れし者、または卑しき娼婦、また夫に出だされたる女<sup>4)</sup>を妻に娶るべからず、そは彼等、その天主に獻げられたる者にして、<sup>八</sup>供えのパン<sup>9)</sup>を献

八

ぐればなり。されば彼等は聖なるべし、そは、彼等を聖ならしむる主なる我も亦、聖なればなり。<sup>九</sup>司祭の娘<sup>10)</sup>もし姦淫せる處を見出され、その父

九

の名を辱しめなば、火もて焼かるべし。<sup>11)</sup>大司祭、即ち頭に灌油<sup>12)</sup>を注

一〇

がれ、手を司祭の職務に聖別せられ、聖なる衣服を身に纏える者にて、そ

一一

の兄弟の中最上なる司祭、彼は頭を露すべからず、また、その衣服を裂く

一二

べからず、二いかなる、死者の許にも、入るべからず。たといその父、ま

一二

たは母の爲と雖も、おのが身を穢すべからず。二また、彼は聖所より出す

一二

べからず、恐らくは主の聖所を瀆さん、そは、その天主の聖なる注油式の

一二

油、彼の上にあればなり。私は主なり。<sup>一二</sup>彼はその妻に處女を娶るべし。<sup>13)</sup>

一二

すなわち、寡婦、離別せられたる者、穢れたる者、もしくは娼婦にあら

<sup>4)</sup>出された妻のことが度々記してある所から察すれば妻を出すことは、珍らしくなかつたらし

い。<sup>14)</sup>本一九・二九。

<sup>6)</sup>ヘブレオ語

聖書ではもつと一般的で、

「天主の食物」の投石の刑を

受けて後、本

二〇・一四參照。<sup>15)</sup>結四

四・二三。

すして、たゞその民の中の處女をのみ娶るべし。一五彼はおのが族の血統にそ  
の國の平民を混すべからず、我は彼を聖ならしむる主なればなり。」一六主ま  
たモイゼに告げて曰ひけるは、一七「アーロンに云え、『凡て汝の苗胤なる族  
の中、玷ある人は、その天主にパンを献ぐべからず、一八また、之に職務をな  
さんとて近づくべからず、即ち、その盲目なる時、跛なる時、鼻の小に過ぎ、  
大に過ぎ、もしくは曲れる時、一九脚、または手の折れたる時、二〇偃僂、また  
は爛目なる時、または目に星ある時、または絶えざる瘡、もしくは疥癬體に  
ある時、または脱腸せる時の如きを然りとす。二一凡て司祭アーロンの苗胤の  
中、玷ある者は、主に犧牲を、その天主にパンを献げんとて近づくべからず  
三二されど彼は、聖所に獻げられたるパンは之を食うを得べし。」二三たゞ、幕  
の内10に入るべからず、また祭壇に近づくべからず、そは彼、玷あるにより  
わが聖所を穢すべからざるが故なり。我は彼等を聖ならしむる主なり。」

ンの一族  
は男も女  
もこの食  
事を共に  
し、清潔  
なる場所  
でこれを  
食べ盡す  
り前へ進  
んで、聖  
所の中に  
入ること  
は許され  
ない。

らひにすべてのイスラエル人に告げたり。

## 第二十二章

聖物を食し得る人と獻ぐべき物。

二

一主しゆまたモイゼに告げて曰のたまいけるは、二アーロンとその子等こらとに告げ、彼等かれらをしてイスラエルの子孫こらの奉獻ほうけんしたる物に注意ちゆうぎせしめ、彼等かれらが獻ささぐる、わが爲ために聖別せいべつせられたる物もの<sup>1)</sup>の名なを汚けがささらしめよ。我われは主しゆなり。三彼等かれらとその後裔すえとに云いえ  
“凡すべて汝等なんじらの一族うちの中なか、身みに不淨けがれありながら、聖別せいべつせられたる物、イスラエルの子孫こら等らの主しゆに獻ささげたる物に近づくちかく人ひとは主しゆの尊前そんぜんに亡ぼぶべし。<sup>3)</sup> 我われは主しゆなり。四アーロンの苗胤こらの中うち癩病者らいびょうしゃなる人ひと、或ある精せいの漏出ろうしうつを患あらひう人は、その癒いやゆるまで、  
わが爲ために聖別せいべつせられたる物を食くらうべからず。死者しやによりて不淨じようとなれるものに觸ふれたる者もの、交合まじわりの時の如く、その精せいの漏もる

第三十二章 一これはただ聖なる献げ物についてだけの話である。至聖なる物はただ聖所でのみ食することができるのであるから。そういう聖なる献げ物とは、例えれば供えのパン、麥粉、油、ある種の肉などをさす<sup>2)</sup>その食事にあずかるため<sup>3)</sup>いつでも天主に近づける司祭の特權を失う。<sup>4)</sup>第十四章に規定してある

る者、<sup>も</sup>及び爬蟲類、または觸れなば人を穢す不淨なる物に觸れたる者は、<sup>も</sup>六幕まで不淨なるべし。されば聖別せられたる物を食うべからず、されど、その肉身を水もて洗いなば、<sup>セ</sup>日の没りたる後は潔くなりて、聖別せられたる物を食うを得べし。これ、彼の食物なればなり。<sup>ハ</sup>自ら死にたるもの、及び野獸に捕られしものは、彼等之を食いて以て自身を穢すべからず。我は主なり。<sup>ル</sup>彼等はわが捉を守れ、これ、罪に陥らざらん爲、聖所を穢して、その場にて死ぬることなからん爲なり。我は、彼等を聖ならしむる主なり。<sup>ル</sup>他所の者は、誰も聖別せられたる物を食うべからず。司祭の客、または傭人は、<sup>ハ</sup>之を食うべからず。二されど司祭が買いたる者、またその家にて生れたる奴隸は、<sup>ハ</sup>之を食うを得べし。二司祭の娘、もし民の一人に嫁ぎなば、聖別せられたる物、及び初生物を食うべからず。二されど、彼女もし寡婦となり、または離別られて、子なく、

<sup>(5)</sup>既に民全體に課せられた規定であるが、ここでは改めて司祭の家族に對して云つてある。これは明らかに「一層理由ある」ことである。一本一七・一五。出二二・三一。申一四・二一。結四四・三一。

(6) 司祭でない者。

(7)かかる奴隸は割禮を受けており、それによつて他の奴隸よりは一般イスラエル人にも司祭にも、近い關係を有してい

るからである。

その父の家に歸らば、その處女なりし時毎になしたる如く、その父の食物を食  
うを得べし。他所の者は誰も之を食う權を有せず。一四聖別せられたる物を知ら  
ずして食いたる者は、おのが食いし所にその五分の一を添えて、聖所の爲司祭  
に付すべし。一五またイスラエルの子孫の主に獻げたる、聖別せられし物を、彼  
等瀆すべからず、一六恐らくは、聖別せられたる物を食いたる時、その愆の不  
義を負わん。私は彼等を聖ならしむる主なり。」一七主またモイゼに告げて、  
曰ひけるは、「八アーロンとその子等、及びイスラエルの家中、及び汝等の許に住まれる他國の  
者の中、その供物を獻げて、或はおのが願を果し或は自ら進みて供犧をなす人の、凡て奉りて以て主の燔祭となし、一九汝等によりて獻げんとするものは、牛  
羊、山羊の玷なき牡たるべし。二〇もし玷あらば、汝等之を献ぐべからず、また  
そは嘉納せられざるべし。二一或はおのが願を果さんとし、或は自發の供犧を  
なさんとして、牛にもせよ、羊にもせよ、主に和祭の犧牲を献ぐる人は、そ

一四。三五。一集。五二。申一。九。たち。司祭。

三  
玷なきものを献ぐべし。<sup>10)</sup> これ嘉納せられためにして、それには苟くも  
玷あるべからざるなり。三盲目なるもの、肢の折れたるもの、創痍あるも  
の、腫物あるもの、瘡あるもの、疥あるものは、汝等之を主に献ぐべから  
ず、また之を主の祭壇の上にて焚くべからず。三牛、または羊にして、耳  
或は尾を切り取られたるものは、汝、之を自發の供犠には用うるを得べし  
されど願は之を以て果すことを得ず。三四凡て、墨丸を或は傷つけられ、或  
は壓潰され、或は斬られ、或は取去られたる畜は、汝等之を主に献ぐべか  
らず、また、汝等の國の中にて、決してかかることをなすべからず。<sup>11)</sup>

二五  
三汝等、異邦人の手よりのパン、及びその奉らんとする他の如何なる物を  
も主に献ぐべからず、これらは皆惡しくなり穢れたるものなればなり。汝  
等之を受納むべからず。」三六主またモイゼに告げて曰いけるは、三七牛、  
または羊、または山羊の生れたる時は、七日の間その母の乳房の下におく  
べし。されど八日目より後は、之を主に献ぐるを得べし。<sup>12)</sup> 三八牝牛にもあ

<sup>10)</sup> 但し必ずし  
も牡でなくて  
もよい。

三九禁じられて  
いるのは、獻  
げようとする  
獸を去勢する  
こと、及び獻  
げる目的で去  
勢獸を買うち  
と。<sup>11)</sup> 生ま  
れたばかりの  
獸は、まだ食  
用に適せぬの  
で、天主に犠  
牲として献げ  
てもならぬ。

れ、牝羊めひつじにもあれ、之これを同じ日にその仔こと共に屠ほるべからず。

二九〇 汝等なんじらもし感謝かんしゃの犠牲いけにえを主しゆに獻さげて、その恩惠めぐみを蒙こうむらんとせ

二九一 ば、三〇 之これをその日ひの中に食くらうべし。翌日あくるひの朝あさまで遺おのこしおくべ

からす。我われは主しゆなり。三一 我われが誠まことを守まもり、且かつ之これを行おこなえ。我われは主しゆ

なり。三二 我われが聖きよき名なを瀆けがすなかれ、これ、我われがイスラエルの

子孫こらの中うちにて、聖せいなる者ものとせられん爲ためなり。<sup>13)</sup> 我われは主しゆにして

汝等なんじらを聖せいならしむる者もの、三三 汝等なんじらの天主てんしゆたらんとて、汝等なんじらをエ

ジプトの國くにより導みちびき出いたしたる者ものなり。<sup>14)</sup> 我われは主しゆなり。」

## 第一一十三章

守るべき祝日。

一主いしゆまたモイゼに告げて、曰のたまいけるは、「イスラエルの子孫こらに告げて、汝之なんじこれに云うべし、ク汝等なんじらが聖せいと稱よぶべき祝祭いわいは次つぎの如ごとし。汝等なんじら六日かの間あいだはたら働きをなすべし。七日目かは、休やすむ

<sup>13)</sup> 天主の掟を守らぬ者は、天主そのものをも重んぜずして、天主の御名を瀆す懼めぐれがある。——<sup>14)</sup> イスラエル人がエジプトにいた時には多神教に流れる危険があつたので、これを故國に連れ歸つたことは、天主の方から云つてまた一つの理由にすることができる。

第二十三章 <sup>1)</sup> 民はすべての祝日に働きを休み、公けの祭記に参加するため集まる

べき安息日なれば、聖と稱ぶべし。汝等、この日に  
 は何の働きをもなすべからず、そは汝等のすべての  
 住所における主の安息日なり。<sup>2)</sup> 以下も亦、汝等が  
 その季節<sup>3)</sup>に祝うべき、主の聖日なり。<sup>3)</sup> 第一月<sup>4)</sup>  
 にありては、その月の十四日の暮に、主の過越節<sup>5)</sup>  
 あり。<sup>4)</sup> 六また、同じ月の十五日は、主の無酵麺<sup>6)</sup>の祭<sup>7)</sup>  
 なり。七日の間、汝等無酵麺<sup>6)</sup>を食うべし。その最<sup>8)</sup>  
 初の日は汝等にとりて、最も莊嚴に、且聖なるべし。  
 汝等、この日には、すべて奴僕の業をなすべからず。  
 されど汝等、七日の間主に火祭<sup>9)</sup>を献ぐべし。しか  
 して七日目は更に莊嚴に、更に聖なるべし。汝等こ  
 の日には、凡て奴僕の業をなすべからず。」<sup>10)</sup> 主ま  
 たモイゼに告げて、曰いけるは、「イスラエルの

2) 過に一度の祝日は安息日（一節—三節）。—3) 年に一度の祝祭は、過越祭、（四節—八節）ペントコステ祭（九節—二二節）、第七月新月祭（二三節—十二五節）、贖罪祭（二六節—三二節）、幕屋祭（三三節—四四節）。個々のイスラエル人が義務として是非集まらなければならぬ祝祭は一年に三つあつた。過越祭とパンテコステ祭と幕屋祭とがそれである。しかもその時でさえ義務たるはただ成年男子だけであつた。エジプトで死の天使がイスラエル人の家々を素通りしたことを記念し、酵なきパンの式はエジプト人の奴隸たる境涯から救われたことを記念するために行われた。—民二八・一六。

子孫に告げて、汝之に云うべし。』汝等、わが汝等に與うる地に入りて、穀物を刈らん時<sup>5)</sup> 汝等の收穫の初穂なる穂束を、司祭の許に携え来るべし。<sup>6)</sup> 二彼は汝等の爲にそれが嘉納せらるるよう、安息日の翌日<sup>7)</sup>、その束を主の尊前に擧げて、之を聖別すべし。<sup>8)</sup> 三またその束を聖別したる同じ日に、主の燔祭の牲として、當歳の玷なき羔<sup>9)</sup> を屠るべし。<sup>10)</sup> 三なお、それと共に素祭を献ぐべし、即ち油をかけたる麥粉十分の一を、<sup>11)</sup> 主の火祭となし、最も馨しき香たらしむべし。また葡萄酒一ヒン<sup>12)</sup> の四分<sup>13)</sup> の一の神酒をも獻ぐべし。<sup>14)</sup> 四汝等、パンをも、炒麥をも、穀物の<sup>10)</sup> 弼をも、その一部を汝等の天主に獻ぐる日までは、食うべからず。これ、汝等がすべての住所において代々いつまでも守るべき定なり。<sup>15)</sup> されば汝等、初穂の

<sup>5)</sup> 收穫の始は過越祭、終はペントコステ祭頃に當つている。ペントコステ祭は救濟史上の一事件を記念するため設けられたのでなく、穀物收穫の感謝祭であつた。それで收穫感謝祭とも稱せられる。麥の刈入は第五月後半及び第六月の第一週に當つていた。ペントコステとは「五十日目に行われる祭」という意味で、即ちエジプト脱出後シナイ山で律法が與えられたことを記念し感謝するのである。

<sup>6)</sup> これによつて收穫のお惠は天主の御好意によることを認めさせようといふのである。——<sup>11)</sup> 本七・三四参照。——<sup>8)</sup> 他の時には十分の一。<sup>9)</sup> 一ヒンは十二ログすなわち約六リットル。——<sup>10)</sup> 新穀の。

束を獻げし<sup>11)</sup> 安息日の翌日より數えて満七週<sup>12)</sup> 一六その七週目の終りたる  
翌日まで<sup>13)</sup> 即ち五十日を経て、然る後新なる素祭を主に獻ぐべし。即  
ち、汝等のすべての住所より、麥粉十分の二に酵を入れたる、初穗のパン  
二箇を出すなり、之を汝等主の初穂として焼くべし。<sup>14)</sup> 汝等またこのパン  
と共に、當歳の玷なき羔七頭と、畜群よりの牡犢一頭と、牡山羊二頭とを  
献ぐべし。即ちこれらをその神酒と共に燔祭となし、主に對する最も馨し  
き香たらしむべし。<sup>15)</sup> 汝等さらに罪祭の爲に牡山羊一頭を、和祭の犧牲と  
して當歳の羔二頭とも献ぐべし。ニ。しかしてこれらは、司祭初穂のパンと  
共に、主の尊前に擧げたる後、おのが用に供すべし。ニ 汝等この日を、最  
も嚴肅、最も聖と稱ぶべし。<sup>16)</sup> この日には、汝等奴僕の業をなすべからず。  
これ、汝等がすべての住所において、代々に守るべき永遠の規定なり。  
三汝等、その地の穀物を刈る時は、之を地肌まで刈取るべからず。また遺  
ちたる穂を拾うべからず、之を賃しき者の爲、他所人の爲に遺しおくべし。

11) 初穂はニサン月の十六日(過越の祝日)に獻げた。

我は主、汝等の天主なり。」<sup>15)</sup> 主またモイゼに告げて曰<sup>16)</sup> いけるは、

「イスラエルの子孫に云え、『第七月には、<sup>16)</sup> その月の一日に、汝等安息日を守るべし、これは喇叭<sup>ラッパ</sup>を吹鳴らして記念する日<sup>17)</sup>にして、聖と稱ぶべきなり。』<sup>18)</sup> この日には、汝等いかなる奴僕の業をもなすべからず、主に燔祭を獻ぐべし。』<sup>19)</sup> 主またモイゼに告げて、曰<sup>20)</sup> いけるは、「その第七月の十日は、償罪の日<sup>19)</sup>たるべし。そは、最も嚴肅なるべく、聖と稱ばるべし。さればこの日には、汝等自身を苦しめ<sup>20)</sup> 主に燔祭を獻ぐべし。汝等この日の内には、いかなる奴僕の業をもなすべからず。それは主汝等の天主が汝等と和ぎ給わん爲の、贖罪の日なればなり。」<sup>21)</sup> 凡てこの日に身を苦しめざる人は、その民の中より除かるべし。<sup>21)</sup> また、何かの業をなす者は、我之をその民の中より除かん。されば汝等その日には、何の働きをも爲すべからず、これ、汝等がすべての代にすべての住所において守るべき永遠の規定なり。」<sup>22)</sup> そは休むべき安息日にして、

<sup>15)</sup> 本一九・一九。

<sup>16)</sup> 第七月は常用暦の一年の始めであつた。」<sup>17)</sup>

<sup>18)</sup> 民

<sup>19)</sup> 民

<sup>20)</sup> 民

<sup>21)</sup> 民

天主の恩恵を記念する。」<sup>18)</sup> 民の祭の儀式及び犠牲は第十六章に既述。」<sup>19)</sup> 九日の暮から十日の暮まで断食して、すなわち飲食物を全く攝らずして。」<sup>20)</sup> 民

汝等その月の九日に身を苦しむべし。暮より暮まで、汝等その安息を行ふべし。」<sup>(三三)</sup>主またモイゼに告げて、曰いけるは、「イスラエルの子孫に云え、

「この第七月の十五日より、七日の間主の爲に、幕屋の祭<sup>(22)</sup>を行ふべし。<sup>(三五)</sup>最

初の日は、最も嚴肅、最も聖と稱ばるべし。この日には、汝等いかなる奴僕

の業をもなすべからず。<sup>(三六)</sup>七日の間主に燔祭を獻ぐべし。八日目<sup>(23)</sup>もまたい

と嚴肅に、いと聖なるべし。しかして汝等、主に燔祭を獻ぐべし。そは集會

寄合の日なればなり。この日には、汝等いかなる奴僕の業をもなすべからず。

これらは主の祝日にして、汝等いとも嚴肅、いとも聖と稱ぶべく、これら

の日には主に獻物を捧ぐべし、即ち、毎日の典禮に從いて、燔祭、及び灌祭

を捧ぐべし。<sup>(三八)</sup>この外に主の安息日あり、汝等の獻物あり、また汝等が願に

よりて捧ぐる物、もしくは汝等が自意より主に奉る物あり。<sup>(三九)</sup>かく、汝等お

のが地の諸々の產物を集めたる時は、第七月の十五日より、七日の間主の祝

祭を行うべし。最初の日と八日目とは、安息、即ち休みとすべし。<sup>(四〇)</sup>最初の

22) 幕屋祭  
は果實の  
取入れ、

油、葡萄

酒の採取  
を終えた

感謝祭で  
あつた。

23) 聖會に  
も、大い

なる祝祭

は一週間  
行い、八

日目に盛  
大にこれ

を終る習  
慣がある

ことを想

ひには、汝等最も住き樹の果と、<sup>24)</sup>棕櫚の枝と、繁茂れる樹の枝と。<sup>25)</sup>  
 川柳とを取り、主汝等の天主の尊前に悦ぶべし。<sup>24)</sup>汝等、年に七日、この祝祭を守るべし。これ、汝等の代々守るべき永遠の規定なり。汝等第  
 七月にこの祝祭を行うべし。<sup>24)</sup>しかして汝等七日の間假屋に住むべし。  
 凡てイスラエル族に屬する者は幕屋に住むべし。<sup>24)</sup>さらば汝等の後裔は  
 わがイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せる時に、之を幕屋に  
 住ましめしことを、知るを得ん。我は主、汝等の天主なり。<sup>24)</sup>より  
 モイゼは主の祝祭に就き、イスラエルの子孫に語りぬ。

## 第二十四章

燈油一供えのパン一冒瀆の罰。

二主またモイゼに告げて、曰いけるは、「イスラエルの子孫に命じて、最も純く、最も明るきオリーヴ油を、汝の許に持ち來らしめよ、是、絶えず燈火を點して、契約の幕屋の内なる證詞の幕の外におかん爲なり。しかしてアーロンは、汝等の代々いつまでも

起せよ。<sup>24)</sup>ニ  
 デア人の傳える所によれば、袖子に似たザボン<sup>25)</sup>幕屋を造り且飾るため。また祭の行列の時かような枝を手にもつて振つたものである。

守るべき祭祀と典禮とによりて、暮より朝まで、之を主の尊前に置くべし。

四 そは最も純き燭臺<sup>1)ル</sup>にのせて絶えず主の尊前におくべし。五 汝また佳き

麥粉を取り、それをもて十二のパンを焼くべし、各々のパンには粉十分の

二を用うべし。六 しかして汝之を主の尊前なる最潔き卓の上に、相對する

一堆として六箇すつ置くべし。七 汝またその上にいと淨き乳香をおき、

そのパンをして主の供物の記念たらしむべし。八 これは永遠の契約により、

イスラエルの子孫より受けて、安息日毎に主の尊前に取更うべし。九 しか

して之はアーロン及びその子等のものたるべく、彼等は之を聖所にて食う

べし。そは永遠の法によりて、主の供物の至聖きものなればなり。」一。しか

るに見よ、イスラエルの子孫の中なるエジプト人<sup>3)</sup>によりて、或イスラエ

ルの婦女の産める子、出で行きて、陣の中にイスラエルの人と争論をなし

しが、ニ御名<sup>4)</sup>を瀆し、之を呪いしによりて、モイゼの許に引かれ來りぬ。

(その母はダン族のダブリの娘にして、サルミートと稱ばれたり。)ニさて

## 第二十四章

1) 出二五・三

一一三七参照

2) 二山のパンの上に、黄金の小皿に入れて。——3) 他國人も多數イスラエル人について來た。(出一二・三八。)

4) ヤーヴェ。イスラエル人は畏敬のあまりこの語を口にも筆にもしなかつた。

人々之を獄の中におきて、主の命じ給う所を知らんとしたるに、<sup>一三</sup>主モイ  
ゼに告げて、<sup>一四</sup>曰いけるは、「かの冒瀆者を陣の外に引き出し、その言を  
聞きたる人々をして、彼の頭に手を按かしめ、<sup>一五</sup>民皆之に石を擲つべし。

<sup>一五</sup>しかして汝、イスラエルの子孫に云うべし、<sup>一六</sup>「已の天主を呪う人は、そ  
の罪を負うべし。<sup>一六</sup>また主の御名を冒瀆する者は、死すべし。それが自國  
の民にもあれ、他國の者にもあれ、全會衆之に石を擲つべし。主の御名を  
冒瀆する者は死すべし。<sup>一七</sup>人を擊ち殺す者は、死すべし。<sup>一八</sup>畜獸を殺す者  
は、その代りを與うべし、<sup>一九</sup>即ち一匹の生物に對して一匹の生物を返すべ  
し。<sup>二〇</sup>誰にもあれ、その民の一人に傷を與えたる者は、その爲したる如  
く、己にも爲さるべし、<sup>二一</sup>即ち、彼は、挫きにて挫きを、目にて目を、歯  
にて歯を償うべし。その與えし傷に等しきを、受けざるべからざるなり。<sup>二二</sup>

<sup>二三</sup>畜獸を擊ち殺す者は、他の畜獸を返すべく、人を擊ち殺す者は、罰せら  
るべし。<sup>二四</sup>罪を犯したる者が、他國の者にてもあれ、自國の民にてもあれ

<sup>5)</sup>證人たちは  
かようにして  
罪人自身の頭  
上に、その死  
の責任を歸せ  
しめるのであ  
る。——原文  
「animis pro  
animaすなわ  
ち生命に對し  
て生命を。」

出二一・二  
四・申一九・  
二一・瓊五・  
三八。

汝等の中には公平なる審判あるべし、我は主汝等の天主なればなり。』 三モイゼ、乃ちイスラエルの子孫にかく告げたれば、彼等は冒瀆したる者を陣の外に引き出し、之に石を擲てり。かくてイスラエルの子孫は、主がモイゼに命じ給える如くに爲しぬ。

## 第二十五章

安息の年及びヨベルの年に關する規定。

一主またシナイ山において、モイゼに告げて、曰いけるは、『イスラエルの子孫に告げて、汝之に云うべし、『汝等、わが汝等に與えんとする地に入りたらん時は、主の安息日を休日として守るべし。』<sup>1)</sup> 二六年の間汝おのが畑に種播き、また六年の間汝おのが葡萄園の樹を剪定みて、その果を集むべし。』<sup>2)</sup> されど七年目には、<sup>2)</sup> 地に安息、即ち主の休みあらしむべし。汝おのが畑に種播くべからず、またおのが葡萄園の樹を剪定むべからず。五地の自然と生じたる物は、汝之を刈るべからず、また初生の葡萄は、汝之を収穫物として集むべからず、そ

### 第二十五章 <sup>1)</sup>出

二三・一〇。

<sup>2)</sup>いわゆる安息の年。一週の七日目と一年の七月目とを特別嚴かに守るよう、七年目も聖別して他の年と異なるものとするのである。

は、地の休みの年なればなり。されど、是等は汝等の爲の食物となるべし。即ち、汝の爲、汝の僕の爲、汝の婢の爲、汝の傭人の爲、及び汝の許に寄留まれる他所人の爲の食物となるべし。<sup>3)</sup> 汝の獸獸と家畜との爲には、すべての生ずる物、<sup>4)</sup> 食物となるべし。<sup>5)</sup> 汝また年の七週を算うべし、これ即ち七の七倍なれば、總べてにて四十九年となる。さて第七月に至らば、汝その月の十日、即ち償罪の時に當り、汝等の國中に喇叭を吹鳴らすべし。<sup>6)</sup> かくて汝、第五十年<sup>7)</sup> を聖ならしめ、汝の國のすべての住民に大赦を宣すべし、そは歡喜の年なればなり。何人も皆その所有地に歸るべく、各人そのもの家に歸るべし。こそは、五十年目なる歡喜の年なればなり。汝等、種播くべからず、畑に自然と生じたるもの刈るべからず、また汝等、葡萄樹の初生の果を集むべからず、ニこれ、歡喜の年を聖ならしめん爲なり。されど自然に生する物は、汝等之を食うべし。<sup>8)</sup> 欢喜の年には、皆そ

<sup>3)</sup> 地の自然に生じたるものは汝らの食用に供すべし。<sup>4)</sup> 自然に生ずる物の意。<sup>5)</sup> いわゆるヨベルの年。ヨベルとはその年の始まる時に吹く喇叭の名である。他の解釋では、ヨベルは歡喜で、すなわち「歡喜の年」。ヘブレオ語聖書では「汝ら田畑よりその產物を取りて食うべし（穀倉に納めず）。本章二節等を参照

の所有地に歸るべし。一四汝、物を汝の同胞に賣り、または彼より買う時は  
汝の兄弟を悲しましむるなれ、歡喜の年よりの年數に應じて、汝、彼より買うべし。一五彼またその収穫の高に應じて、り汝に賣るべし。一六祝年より買うべし。一五彼またその収穫の高に應じて、り汝に賣るべし。一六祝年より買うべし。一七汝等の同族を惱ますなれ。何人も皆、その天主を畏るべし。我是主汝等の天主なればなり。一八わが命を行ひ、わが規定を守りて之を果たせ、これ汝等が恐るることなくその地に住み、一九地が汝等の爲に產物を出して、汝等何人の侵入をも恐ることなく、之を食いて飽くことを得んためなり。二〇されど、汝等もし、『我等種を播かず、また我等の產物を集めずば、そもそも七年目に何をか食うべき。』と云わば、二一我六年目にわが祝福を汝等に與えん、かくてそは三年分の果を結ばん。二二汝等八年目に種を播くべし。しかして九年目までは舊き果を食うべし。即ち、新しきが生り出するまで

ヨーベルの年に近くなるほど、値段はますます安くなつた。その年にになると田畠が持主の手に歸るからである。故にイスラエルで、田畠を買うといふのは、一種の賃借りであつた。一七『牧種の時に應じて』の意。

汝等舊きを食うべし。二三地も亦、之を賣りて久しきに亘るべからず、そはわが  
有にして、<sup>モ</sup>汝等は旅の者、わが小作人なればなり。二四この故に、汝等の有て  
る土地は、すべて買戻す條件にて之を賣るべし。二五汝の兄弟（なんじきょうだい）落魄（おちぶ）れて、その  
小かる所有地を賣る時は、彼が賣りたるものを、その親戚、欲みあらば、買  
戻すことを得べし。二六されど、彼もし親戚なく、自ら之を買戻す價を調達うる  
を得ば、<sup>モ</sup>それを賣りし時よりの収穫を算えて、なお足らざる所は、之を買主  
に返還し、かくてその所有地を受取るべし。二七されど、その手もしかの價を返  
すに足るだけのものを調達うる能わずば、買主は歡喜の年まで、その買いたる  
ものを所有すべし。蓋し、その年には、賣られたる物悉く、その主なる舊の  
持主に戻さるべきなり。二九城市的石垣の内なる家を賣る者は、一年の期満つる  
までは、自由に之を買戻すを得べし。三〇彼もし買戻さずして、満一年を経なば  
買主及びその後裔、永く之を所有すべく、祝年にも之を買戻すことを得じ。  
三一されどその家、もし石垣あらざる村の内にあらば、田畠と同様規定によりて

のされ  
ば安息  
の年、  
及びヨ  
ベルの  
年の施  
行は、  
すべて  
の土地  
に對し  
て天主  
の所有  
権を認  
めさせ  
るため  
のもの  
であつ  
た。

之を賣るべし。これは前に買戻されずば、祝年に及びてその所有主に返さるべきなり。<sup>10)</sup> レヴィ人の家の<sup>10)</sup> 市邑<sup>11)</sup>にあるは、何時<sup>いつ</sup>にても之を買戻すを得べし。<sup>12)</sup> これは買戻されずば、祝年に及びてその所有主に返さるべきなり。それはレヴィ人の市邑の家は、イスラエルの子孫<sup>12)</sup>の中に於いて、彼等の有てるものなればなり。<sup>13)</sup> されどその郊外<sup>13)</sup>の地は賣るべからず、そは永久<sup>14)</sup>の所有地なればなり。<sup>15)</sup> もし汝の兄弟落魄<sup>16)</sup>れて手弱りしにより、汝之<sup>17)</sup>を旅の者、寄宿人<sup>18)</sup>の如くに迎え、汝と共に住わしけめば、<sup>16)</sup>之より利息<sup>19)</sup>を取ることなく、また汝が與えしより多くを取ることなかれ。<sup>20)</sup> 汝の天主<sup>21)</sup>を畏れよ、これ汝の兄弟が汝と共に生活すること得んためなり。<sup>22)</sup> 汝<sup>23)</sup>汝<sup>24)</sup>に、利息<sup>19)</sup>を取らんとて金を與うべからず、また収穫<sup>25)</sup>を餘分<sup>26)</sup>に取り立つべからず。<sup>27)</sup> 我<sup>28)</sup>は主汝<sup>29)</sup>等の天主、汝等<sup>29)</sup>に力ナアンの地<sup>30)</sup>を與え、汝等<sup>29)</sup>の天主たらんとて、汝等<sup>29)</sup>をエジプトの國<sup>31)</sup>より導き出せし者なり。<sup>32)</sup> 汝の兄弟、もし貧に迫られて、汝に身を賣らば、

10) レヴィ人は土地の所有を全く許されなかつたので、律法制定者はヨベルの年に彼らにその家の所有権を返すべしと定めて、その生活を保證することにしたのである。—— 11) レヴィ人の町。—— 12) ヨベルの年に所有地を返すなどの規定は愛に立脚している何と立派な農地政策ではないか。

13) 申二三・一九。

汝之を奴隸に使役いて虐ぐべからず。四〇彼は傭人の如く、小作人の如くなるべく、歡喜の年まで汝の許に勤むべし。四一然る後、彼はその子女と共に出で行きて、その一族の許に、その父祖の所有地に歸るべし。四二彼等はわが下僕にして我之をエジプトの國より導き出したるなれば、彼等は奴隸の如く賣らるべきにあらず。四三暴力もて彼を懲ますことなけれ、汝の天主畏れよ。四四汝等の僕婢は、汝等の周圍にある異邦人の中より取るべし。<sup>14)</sup>四五また、汝等の中に寄留まれる外國人、もしくは汝等の國にて彼等より生れたる者、これらをも汝等奴隸となすを得べし。四六しかして相續の權によりて、彼等を汝等の子孫に遺し、之をいつまでも所有すべし。されどイスラエルの子孫なる汝等の兄弟を、暴力もて虐ぐるなけれ。四七もし外來人、または寄寓人の手、汝等の中には勢力を得、汝の兄弟落魄して、その人もしくはその一族の者に、身を賣るあらば、四八その身賣りの後に、彼は贖わるを得べし。即ち、その兄弟の中、欲する者、彼を贖うべし、四九その伯叔父たると、伯叔父の子たると、血族たると、姻族たると

14) 異邦人の間では同族を奴隸にする習慣があるが、汝らの間では相互に愛の撻を守るべし。

を問わざるなり。されどまた、彼もし自ら能わば、われとわが身を贖うべし。<sup>五〇</sup>その時には、身賣りの時より歡喜の年までの年數を算え、またその年數と、日傭の奴僕の勘定とに従いて、<sup>15)</sup>彼が身を賣りたる代金を算うるなり。<sup>15)</sup><sup>五二</sup>もし歡喜の年まで遺れる年數な点多からば、それに應じて彼もまたその價を償還すべし。<sup>五三</sup>もし少からば彼の人と共に、年數に應じて計算をなし、年の残れるに對し、貲主に償還すべし。<sup>五三</sup>但し、彼が前に仕えしところに對するその賃銀は、之を差引くなり。その人は汝の眼前にて、暴力もて彼を惱ますべからず。<sup>五四</sup>彼もしかくの如くにして贖わるを得ずば、歡喜の年に及びてその子女と共に出て行くべし。<sup>五五</sup>蓋し、イスラエルの子孫はわが下僕にして、我がエジプトの地より導き出したる者なればなり。』

15) 例えれば賣價が百シクリで、ヨベルの年まで十年の期間があれば、自由になる時身のしろとして拂わなければならぬ金額は、年期を果さぬ各々の年に對して十シルク位にしなければならなかつた。賣つた時がヨベルの年まで四年しか離れていないならば、まだ奉公を果さぬ各々の年に對して身のしろ金は、二十五シクル位であつたろう

## 第二十六章

主の誠命を守る者に對する天主の御約束——及び違反者に對するさまざまの懲罰。

「**我**は**主汝等**の**天主**なり。汝等おのが爲に、偶像たまをも彫刻ほり物ものをも作つくるべからず、また像ぞうの柱はしらを建たて、もしくは汝等の地ちに石いしの記念物しるしを立たてて、之これを拜おがまんとすべからず。我われは**主汝等**の**天主**なればなり。<sup>○</sup><sub>2)</sub> **我**が安息日あんそくじつを守まもり、わが聖せい所じょを畏おそれ敬うやまえ。我われは**主**なり。汝等なんじらもしわが撻おきてのままに歩あるみ、わが誠命いましめを守まもりて、之これを行おこなわば、我われ、然しかるべき時節ときに雨あめを汝等なんじらに與あたえん。<sup>○</sup><sub>3)</sub> **かくて**地ちはその產物なりものを出し、樹き々々は果實みずかわに充あふち満みつべし。<sup>五</sup> 汝等なんじらの穀打こくうちは葡萄ぶどうの收穫とりいれ時にまで及び、<sup>4)</sup> 葡萄ぶどうの收穫とりいれは種播たねまき時にまで及およばん。<sup>5)</sup> **かくて**汝等なんじら飽あくまでパンを食くらい、恐怖おそれなく汝等なんじらの地ちに住すまわん。<sup>6)</sup> 我われは汝等なんじらの國くにに平和へいわを與あたえん、汝等なんじらは眠ねむるべく、汝等なんじらを恐おそれし

**第二十六章** 神々の像ぞうを立てた柱はしら。<sup>1)</sup> **出**一〇・四。申五・八。詩九六・七。<sup>2)</sup> **秋**に降る早雨まもは種まきのために、春に降る晚雨まもは收穫とりいれのために、必要缺くべからざるものであつた。時期に適した雨は、河川に乏しいパレスチナにとつて植物の成長に重要な條件であつた。一申二八・一。一<sup>4)</sup> パレスチナで刈入れの始まる四月から八月まで。一<sup>5)</sup> 八月から種まきの始まる十月まで。

むる者は絶えてなかるべし。我、惡しき獸を除き去らん、また劍、汝等の

國境を過ることあらじ。<sup>セ</sup>汝等はその敵を逐うべく、彼等は汝等の前に倒

るべし。<sup>ハ</sup>汝等の五人<sup>(6)</sup>は他の百人<sup>(1)</sup>を逐い、汝等の百人は萬人を逐うべ

し。汝等の敵は、汝等の前に、劍に殞るべし。<sup>九</sup>我、汝等を眷顧み、汝等

をして増さしめん。汝等は殖ゆべく、我、汝等とのわが盟約を確うせん。

○汝等は舊きが中の舊きを食い、新しきが出するに及びて、舊きを捨て

ん。<sup>8)</sup>二我は汝等の中に、わが幕屋<sup>(まくや)</sup>を建てん、わが靈は汝等を棄てざるべ

し。三我は汝等の中に加わりて歩み、汝等の天主とならん、しかして汝等

はわが民となるべし。<sup>9)</sup>三我は主汝等の天主にして、汝等をして彼等に仕

うることながらしめん爲に、汝等をエジプトの國より導き出し、また、汝等

等をして眞直に立ちて歩むを得しめん爲に、汝等の頸の紳<sup>(10)</sup>を斷ち切りし

者なり。<sup>一四</sup>されど、汝等もし我に聽かず、わがすべての誠命を守り行わ

す。<sup>11)</sup>一五わが律法を軽んじ、わが規定を蔑ろにして、わが命じたることを

6)少數。

7)多數。

8)これは捨て

てしまふ意味

ではなくて、

賣り拂うこと

などをさす。

9)哥前六・一

10)本當は「汝

らの輦の横

木」。

11)申二八・一

五。哀二・一

七。馬二・一。

行わす、わが契約を空しからしめば。一六我もまた汝等にかく爲さん。即ち我  
 は忽ちに來りて、汝等を罰するに貧窮と熱病とを以てせん、その熱は汝等の  
 眼を衰えしめ、汝等の生命を滅ぼさん。汝等種を播くも徒勞なるべく、そは  
 汝等の敵に食い盡されん。<sup>12)</sup> 一七我汝等にわが顔を背向げん、汝等はその敵の  
 前に倒れ、汝等を憎む者どもに征服えられん。汝等は、追う人もなきに逃げ  
 走らん。一八されど、それにも拘らず、汝等なお我に従わすば、我、汝等の罪  
 に對し、汝等を七倍重く罰せん。一九即ち我は汝等の頑固なる傲慢を挫き、汝  
 等に對し、上なる天を鐵の如くにし、<sup>13)</sup> 地を青銅の如くにせん。<sup>14)</sup> 二〇汝等の  
 勞力は空しく費やされ、地は產物を生ぜず、樹々も果實を結ばざるべし。<sup>15)</sup>  
 二一汝等もし我に逆いて歩み、我に聽く事を欲せずば、我、汝等の罪に對し、  
 七倍多き災禍を汝等に加えん。二二即ち我は野獸<sup>16)</sup>を遣して汝等を襲わしめ、  
 汝等と汝等の家畜とを滅し、すべてのものの數を少くせん。かくて汝等の大路  
 は寂れ果つべし。二三かくともなお汝等、誠告を受容れんとせず、我に逆いて

12) 士六。  
四。

13) 雨ふら

ぬようには、  
受容れぬ  
よう。

14) 種子を  
この豫

言の成就  
は、王上

一七・一。

一八・一。

王下八・  
一。

16) 民二一

・六参照。

歩まんとせば、<sup>三四</sup>我もまた汝等に逆い行き、汝等の罪に對し  
汝等を七倍打ち懲さん。<sup>三五</sup>即ち我はわが契約の復讐を報ゆる  
剣を汝等の上に持ち來らん。しかして汝等市邑に逃げ入らん  
時、我、汝等の中に疫病を遣らん。汝等はその敵の手に付  
さるべし、<sup>三六</sup>そは我が汝等のパンの杖を折りて、<sup>17)</sup>十人の婦  
女が一つの窯にてパンを焼き、<sup>18)</sup>重量を計りて返し與え、汝  
等食うも飽かざるに至らん後なり。<sup>三七</sup>されどそれにも拘らず  
汝等なお我に聽かず、我に逆いて歩まば、<sup>三八</sup>我も亦敵對い怒  
りて汝等に逆わん。即ち汝等の罪に對し、七つの禍災もて汝  
等を懲らしめん。<sup>三九</sup>かくて汝等、その息子と娘との肉を食う  
に至らん。<sup>19)</sup>我は汝等の高き處<sup>20)</sup>を毀ち、汝等の偶像<sup>21)</sup>を  
碎かん。汝等はその偶像の破片の中に倒るべく、わが靈は汝  
等を忌み嫌わん。<sup>三二</sup>そは我、汝等の市邑を荒野と化し、汝等

<sup>17)</sup>汝らの耕作を不可能にする。<sup>18)</sup>普通いすれの世帯にもパンを焼く窯があつたしかしパンの不足は甚だしく、一つの窯で十世帯分が焼けるほどになろう。各家庭の主婦は家族の者にせて幾らかでもゆきわたるよう、それを極く小さくして分配するだろう。

<sup>19)</sup>これはサマリアの包圍の時、（王下六・二一九。）及びカルデア人のイエルサレム包圍の時（哀四・一〇。）更にナトの同市包圍の時、文字通り實現した。<sup>20)</sup>山々の上に築かれた神々の祭壇<sup>21)</sup>神々の祭祀用の。

三三  
の聖所を荒廢せしめ、またこの上、馨しき香を受けざるほどなり。三三我また  
汝等の地を荒さん、されば、汝等の敵、その住民とならん時、之に驚かん。  
三三我また汝等を諸々の國民の中に打散らし、汝等を追いて剣を拔かん。汝等  
の地は荒るべく、汝等の市邑は滅亡ぼされん。三四さらば地はその荒廢の日の  
間毎もその安息を享樂しまん。<sup>22)</sup> 汝等、三五敵の國に在らん時、そは安息を守  
り、その荒廢の安息に休まん。そは、汝等がそこに住みたる時、汝等の安息  
に休まさりしが故なり。<sup>23)</sup> 三六なお、汝等の中遺れる者には、我、その敵の地  
において、その心に恐怖を興えん。飛ぶ木葉の音にも彼等は戰き、剣を脱る  
る如く、逃走らん。彼等は、追う人もなきに倒れん。三七即ち戰に逃ぐるが  
如く、各々その兄弟の上に折重なりて倒れん。汝等の中に敢てその敵に抵抗  
う者、一人だになからん。三八汝等は異邦人の中にて滅亡せん、敵の地汝等を  
呑み盡さん。三九なおその中に遺る者ありとするも、彼等は敵の地にてその  
不義の中に憔悴れ、またその父祖の罪と己が罪との爲に憐まん。四〇かくて終

<sup>22)</sup> 耕され  
すに。

<sup>23)</sup> 汝らは  
安息日に  
勤いたか  
ら、いつ  
か汝らが  
捕虜とし  
て引き行  
かれて、  
誰も土地  
を耕す者  
のなくな  
る時が來  
るである  
う。

に、彼等、我に背き、我に逆いて歩めるその不義とその父祖の不義とを自認むるに至らん。四一されば我もまた、彼等に逆いて歩み、その割禮を受けざる心に恥じ報むまで、之を敵の地に引行かん。然る後、彼等その罪の爲に祈らん。<sup>24)</sup>四二我またヤコブと、イサークとアブラハムと<sup>25)</sup>なしたるわが契約を想出さん。我またかの地を想出さん、四三そは、彼等の出で去らん時、彼等の爲に荒れ寂れて、その安息を享樂しまん。されど、彼等はおのが罪の爲に祈るべし、そは、彼等わが規定を斥け、わが律法を輕んじたればなり。四四さりながら、彼等その敵の地に在る時と雖も、我、全くは之を棄てじ。また彼等が悉く滅び盡し、我が彼等とのわが盟約を空しうするほどには、彼等を輕んぜじ。我是主彼等の天主なればなり。四五我是彼等の天主たらんとて、異邦人の眼前にて、彼等をエジプトの地より導き出したる時、わが前の契約を想起さん。我是主なり。」これらは、主がシナイ山にて、モイゼの手により、彼とイスラエルの子孫との間に與え給える規定と、捷と、律法となり。

<sup>24)</sup> 罪の償いをするだろう。  
25) 彼らのために天主は救し給うである。

## 第二十七章

誓願と十分の一税。

主またモイゼに告げて、曰<sup>の</sup>いけるは、「イスラエルの子孫に告げて汝、之に云うべし、『誓願を立てて、天主に身を献げたる人は、<sup>1)</sup>評價に従いて價を出すべし。』二十歳より六十歳までは、男ならば、聖所の秤量による銀五十シクルを出すべし、<sup>4)</sup>女ならば三十シクルなり。<sup>5)</sup>五歳より二十歳までは、男は二十シクル、女は十シクルを出すべし。<sup>6)</sup>一箇月より五歳までは、男には五シクル、女には三シクルを出すべし。六十歳以上の男は十五シクル、女は十シクルを出すべし。<sup>7)</sup>その人もし貧しくして、評價を支拂う能わすば、司祭の前に立つべく、その評價して支拂い得べしと認むるだけを、<sup>8)</sup>出すべきなり。<sup>9)</sup>されど人、もし主に犠として献ぐるを得る獸畜を、誓願のものとせば、そのものは聖なるべく、<sup>10)</sup>之は更うることを得ず、即ち佳きを悪しきにも

第二十七章 <sup>1)</sup>天主から、例えば病氣を治して頂くとか、子寶を授かるとか、何かのお恵みを蒙るために、自身や子供や家畜や物品などを献げるという誓願を立てたものである。<sup>2)</sup>中年的人は、小兒や老年の人よりも高い。また男は女より高い。

惡しきを佳きにも、更うることを得ざるなり。もし更うる<sup>3)</sup>時は  
その更えられたるものも、その代替のものも、共に主に獻聖<sup>4)</sup>げら  
るべし。<sup>5)</sup>二人もし、主に牲として獻ぐるを得ざる不淨なる獸畜を  
誓願<sup>6)</sup>のものとせば、之を司祭の前に引き來るべし。<sup>7)</sup>司祭はそ  
の佳惡<sup>8)</sup>を判じてその價を定むべし。<sup>9)</sup>之を獻ぐる者もし出さんと  
せば、その評價にその五分の一を添うべし。<sup>10)</sup>一人もしその家を  
誓願<sup>11)</sup>のものとして、聖別し主に獻ぐる時は、司祭、その佳惡を檢  
ぶべく、その定めたる價にて、そは賣らるべきなり。<sup>11)</sup>されど、  
誓願<sup>12)</sup>を立てたる者、もしそれを贖<sup>13)</sup>わんとせば、評價にその五分の  
一を添えて出し、その家を所有すべし。<sup>14)</sup>また、已か所有の田畠  
を誓願<sup>15)</sup>のものとして主に獻聖ぐる時は、種子の量によりてその價  
を定むべし。<sup>16)</sup>もしその地に大麥の種子三十升を播くことを得ば  
銀五十シクル<sup>17)</sup>にて、之を賣るべし。<sup>18)</sup>もしその田畠を、歡喜の

規定では既に天主が必  
要なものを定めておい  
でになる。<sup>19)</sup>この規  
定の目的は多分、誓願  
を立てた人が贖いを容  
易に考えることを防ぎ  
賣る権利に對して代價  
を課するためであつた  
ろう。<sup>20)</sup>田畠は天主  
のものであるから、ヘ  
ブレオ人は誰も田畠を  
天主に獻げる誓願を立  
ててはならない。ただ  
次のヨベルの年までそ  
の產物を獻げることは  
よい。<sup>21)</sup>五十年間の  
毎年が一シクルに當つ

年の首より、直に献ぐる誓願を立てたる時は、之にその價し得る限りの高價を附くべし。<sup>8)</sup> 一八されど、やや時を経し後ならば、司祭は祝年まで遺れる年數に従いて、その金を算うべく、その價を減らすべし。一五献ぐることを誓いたる者もしその田畠を贖わんとせば、評價の金にその五分の一を添うべし、さらば之を所有するを得ん。一〇されど、彼もし贖うことを欲せずして、之を誰にもある他の人々に賣る時は、誓い獻げたる者、最早之を贖うを得ず。一一そは、祝年の時到るや、主に獻聖げられ、聖別されたる所有として、司祭の權に歸すべきが故なり。二二もし買取りたる田畠にして、父祖の所有にあらざるを、主に獻聖ぐる時は、二三司祭は祝年までの年數に従いて、その價を計算うべし。しかして誓い献ぐる者、之を主に奉るべし。三四されど祝年には、そは、前の持主、即ちこれを賣りたる者、これを己が所有としたいたりし者に歸すべし。四五評價はすべて、聖所のシクルに従いて爲すべし。一シクルは二十オボルなり。五六初仔は、主の所屬なれば、何人も之を献げ、もしくは献ぐる誓をなすを得ず、そは、牛た

ると、羊たるとを問わす、主のものなり。ニセもし不淨の畜ならば、之を獻げたる者、汝の評價に従いて贖うべく、その價の五分の一を添うべし。彼もし贖うを欲せすば、之を汝の評價たる額にて他の人に賣るべし。二九すべて主に獻聖げたるものは、人にもあれ、畜にもあれ、田畠にもあれ、賣るを得ず、また贖うを得ず。一度獻聖げたるものは、皆主にとりて聖の聖なるものなり。三九また人の奉納めたる獻聖物<sup>10)</sup>はすべて、之を贖うべからず、必ず死すべし。

三〇すべて地の十分の一は、穀物にもあれ、樹の果にもあれ、主のものにして彼に獻聖げられたるなり。三一されど、人もしその十分の一を贖わんとせば、之にその五分の一を添うべし。三二凡て牛、羊、山羊の十分の一は、牧者の杖の下を通るものの中、<sup>11)</sup>十番目毎に來るものを主に獻聖ぐべし。三三その佳悪を選ぶべからず、また之を他のものと取換うべからず。人もし之を取換うる時は、換えられたるものも、その代替のものも、共に主に獻聖ぐべく、これは贖うことを得ず。」<sup>12)</sup>これらは、主がシナイ山において、イスラエルの

<sup>10)</sup>特別な獻げ物、全く贖い得ぬよう天主に獻げたもの。

<sup>11)</sup>牧者は杖をあげて数える。

子孫こらの爲ために、モイゼモイゼに命めいじ給たまえる捷おきてなり。